

ニュージーランド初期憲法史

甲斐素直

〔はじめに〕

ニュージーランドには、硬性憲法は存在しない。ワイタンギ条約、一九八六年憲法法 (The Constitution Act 1986) 等議会が制定した一連の法令、評議会命令 (Orders in Council)、特許状 (Letters patent)、裁判所判決及び不文の憲法慣行などが、ニュージーランドの成文化されていない憲法を構成しているとされる。⁽¹⁾

このような軟性憲法の下においては、憲法の形成過程を正確に把握しない限り、現行憲法についても正確な理解をする」とは困難である。ニュージーランド現行憲法そのものについては、様々な本で、比較的よく紹介されているが、初期の憲法史については、そうした本においてすら、かなり不正確な紹介しかさざる。

ニュージーランド初期憲法史（甲斐）

れていない。

筆者は、一一〇一四年八月にニュージーランド・オークランド大学を訪問し、同校の好意で、同国初期の歴史に掛かる様々な文献に目を通すことができた。そこで、本稿では、それらの文献を通して知ることのできた、同国における初期の憲法の発展過程に関して紹介する。

一 ワイタンギ条約

今日のニュージーランド憲法の最初の頁を飾るのは、ワイタングリ条約 (Treaty of Waitangi, マオリ語では Te Tiriti o Waitangi) といふ。これは、一八四〇年にイギリス王とマオリとの間で締結された条約である。

(一) 前史

ニュージーランドに最初に到來した人類は、ポリネシア人であると考えられている。ポリネシア人は偉大な航海者で、北はハワイ諸島、東はイースター島、そして南はニュージーランドにいたる広大な海域をカヌーで自在に漕ぎ渡っていた。ニュージーランドに彼らが到來した時期については正確な記録は存在しないが、言語学的な推定と、ニュージーランドに残る遺跡の放射性炭素年代測定から、最初の渡来は、およそ一〇世紀⁽¹⁾一

世紀⁽²⁾ごろと考へられている。その後、一四世紀頃に、再度の大移住があつた。それが今日、マオリと呼ばれる人々である。彼らは、ニュージーランドをアオテアロア (Aotearoa : 「長い白い雲の地」の意味) と呼んだ。今日、公用語の一つとされる、マオリ語によるニュージーランドの正式国名である。

ニュージーランドを、ヨーロッパ人として初めて発見したのは、今もタスマニア島及びオーストラリアとニュージーランドを隔てるタスマニア海にその名を残すオランダ人、タスマン (Abel Janszoon Tasman) で、一六四二年一二月のことであつた。⁽⁴⁾しかし、上陸を試みた際、船員四人がマオリに殺されたため、上陸はしていらない。タスマンはこの陸地に故國オランダの州の一つ、ゼーランド (Zeeland) にちなみ、ノヴァ・ゼーランディア (Nova Zeelandia) と名付けた。これが現在のニュージーラ

ンドの呼称の由来となつてゐる。

ついで、一七六八年一〇月に、イギリスのクック (James Cook) が、ポリネシア人水先案内人により到來し、ニュージーランドへの上陸を果たした。クックは、マオリ族との友好関係を築くのに成功した。

同じ航海で、クックが発見したオーストラリアには、一七八八年に英國により、ニューサウスウェールズ (New South Wales) 植民地が開設された。その際の勅許状は、ニュージーランドも含るものであったが、その時点の植民地政府は、ニュージーランドには何の関心も持たず、したがつて、それは実効支配を伴うものでは無かつた。

しかし、その時期以降、交易や捕鯨などを目的として、ニュージーランドに歐州人が來訪するようになる。それにより発生した、文化面での大變化は一八〇七年以降、マスケット銃が持ち込まれるようになつたことである。それまでマオリは、遠距離兵器としては投げ槍 (マオリ語で Tao) しかもつていなかつた。このため、わが国戰国期と同様、マオリは銃を熱狂的に受け入れ、マオリ同士の戦争形態にも大きな変革が起つた。殘念ながら、この時期のマオリには、わが国の織田信長やハイのカメハメハ大王のような傑出した人物が現れなかつたため、殺傷力の高い武器の出現は、國土を統一する政權を作り出

す方向へは作用せず、単に抗争激化によるマオリ人口の減少を招いただけに終わった。さらに、その時期以降に欧州人が持ち込んだインフルエンザ、赤痢、百日咳、はしか、チフスといった疾病も、マオリの人口減少を招いた。

一八三〇年までに、約二〇〇〇人の欧州人がニュージーランドに居住するようになった。特に北島北端に近い、天然の良港であるアイランズ湾 (Islands Bay) に面したコロラレカ (Kororareka)、一八四二年に Russell と名称変更) は、その時点においては、ニュージーランド最大の欧州人の町であった。

歐州人の多くは、無法な船乗りや一攫千金を夢見た山師であつたため、同地の治安は「太平洋の災厄 (The scourge of the Pacific)」と呼ばれるほどに乱れていたところ⁽⁵⁾。

英國教会伝道協会 (Church Missionary Society= CMS) のマースデン (Samuel Marsden) 牧師は、一八一四年にこの地を訪れ、最初の教会をそいに建設し、以後、CMS は、マオリ族の教化に努めると共に、彼らを無法な欧州人達から保護するためにも努力した。

バスジー (James Busby) は、オーストラリア・ワイン産業の父 (Father of the Australian wine Industry) として知られる人物である。彼は、フランスやスペインから葡萄の苗を入手したり、栽培技術を習得したりする為、オーストラリアに入植

した後も、欧州に戻ることがあった。一八三一年に英国に戻った際、バズビーは『ニューサウスウェールズとニュージーランドに関する真実の情報』という書を刊行した。⁽⁶⁾ 同書は、バズビーの書いた四本の論文と、他者の書いた二本の付録報告から構成されているが、その第四論文の「ニュージーランド島に関する簡単な記録」が、彼自身とニュージーランドの運命を変えることになった。一六頁ほどのこの小論文は、大きく分けて三つの点を指摘していた。



第一は、ニュージーランド産の麻の重要性である。この麻を原料にしてシドニーで製造されていたロープは、最高の品質で、当時、世界の海を支配していた木造船を走らせるためには欠くことのできないものなので、シドニーからの欧州諸国への輸出を確保する為には、ニュージーランドとの交易は絶対的に必要であった。このことをバズビーは詳細な数字を上げて論証している。

第二に、バズビーは、ニュージーランド原住民、即ちマオリの風俗・習慣について詳しく紹介している。その一環として一八三〇年に発生したオナウエ虐殺事件 (Onawē Massacre) について紹介している。この事件は、マオリ同士の紛争に、英國船長が介入したために、大虐殺事件に発展したものである。それは次の様な事件であった^⑤。

北島のンガチ・トア (Ngati Toa) 族は、南島への侵略を一八二七年に試みたが、ンガイ・タフ (Ngai Tahu) 族に手ひどく撃退され、首長は戦死した。^⑩ そいで、ンガチ・トアの新首長であるテ・ラウパラハ (Te Rauparaha) は、一八三〇年に、報復のため、英國の船長スチュワート (John Stewart) の指揮するブリッジ船エリザベス号を、麻五〇トンを引き渡す条件でチャーターした。^⑪ エリザベス号は、一六〇人のマオリ戦士を船内に隠して、今日のクライストチャーチ市近くのオナウエにあつたンガイ・タフの部落の傍に、麻の取引を装つて停泊した。この当時、南島には麻の買い付けの為、多数の英國船が行くようになっていたため、エリザベス号が停泊しても、ンガイ・タフには不審に思われなかつた。スチュワート船長は、ンガイ・タフの首長テ・マイハラヌイ (Te Matharanui) とその妻子を船上に招待した。彼らはその招待に応じた結果、容易にテ・ラウパラハの捕虜となつた。夜陰に乘じて上陸したテ・ラウパラハ以下の戦士は、オナウエ部落を襲撃した。この襲撃で、部落民数百人が殺されたものとみられている。^⑫ 当時のマオリの風習に従い、北島に戻つた後、捕虜のうち、女は奴隸とされ、男は屠殺されて祝宴の食糧となつた。^⑬

この時点で、ニュージーランドの英國人を管轄していたのは、上述のとおり、ニューサウスウェールズ総督であった。シドニー帰港後、同船の乗組員が官憲にこの事件を告発したため、スチュワートは、この虐殺事件の共犯としてシドニーで裁判に掛けられた。しかし、ンガイ・タフの証人は異教徒であるため宣誓をすることが許されず、したがつて、証人として採用されなかつた結果、スチュワートは、罰を免れた。

この事件紹介を受けての結論として、バズビーは、オーストラリア商人達は、この国は、英國臣民の貿易を守るために英國によつて領有されるべきであるが、その権威は英國人とニュー

ジーランド人が相互に守られるように形作られるべきだと考えていると理解しているとした。

第三に、バズビーは、一八二七年にフランス船が測量のために来訪しているなど、フランスが積極的な進出を図つており、同国が恒久的な領有を宣言することを指摘した。

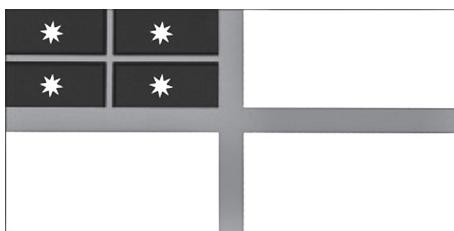
このバズビーの論文を読んだ英國政府は、ニュージーランドに、英國として法と秩序をもたらす必要があると判断し、一八三三年五月、ロンドンに滞在していたバズビーを初代のニュージーランド駐在弁務官（Resident）として任命し、その対応にあたらせることとした。しかし、英國政府が行ったのはバズビーの任命だけであった。バズビーには、無法な歐州人達を制御する法的権限も、軍事的支援その他の有効な手段も与えられなかつた。

バズビーは、アイランズ湾（Bay of Islands）を挟んでコロラレカの対岸に位置するワイタンギ（Wai tangi）に一八三三年に到着し、そこに自宅を建設した。⁽¹⁵⁾ バズビーは、ニュージーランドに法と秩序をもたらす手段として、マオリに連合国家を作らせるなどを目指した。織田信長やカメハメハが、それぞれの歴史の中で果たした役割を、外部からの来訪者である彼が、間接的に果たそうとしたのである。

その第一歩として、バズビーはまずマオリ部族連合旗（United

Tribes' flag）の制定に取り組んだ。これには、直接の狙いと間接の狙いがあった。直接的には、当時の英國航海法は、所属する国の旗を立てていない船の、英國やその植民地への入港を禁じていたからである。英國植民地では無いニュージーランドは、英國旗を掲げることはできない。したがって、ニュージーランドとオーストラリアの貿易関係を深めるには、ニュージーランドの旗を定めが必要だったのである。実際、ニュージーランドで作られた船で、旗を掲げることなくシドニーに入港したとして、逮捕され、船を没収されるという事件も起っていた。⁽¹⁶⁾ 間接的には、統一的な旗をつくることで、マオリが部族対立を超えて、統一意識を持つことを狙つたのである。彼は、C M S宣教師のウイリアムズ（Henry Williams）に依頼し、三種類の旗をデザインさせた。

一八三四四年三月、バズビーは、ワイタンギの自宅前の広場に、近隣に住むマオリの首長三〇人を集



め、用意した三種のデザインの国旗から、その一つを選ぶよう求めた。首長達が多数決で選んだのは、白地に赤の十字の旗（通常セントジョージの旗と呼ばれている）の、左上端が青地になり、そこがさらに小さな赤い十字で四つに区切られ、そこに一つ宛八芒星が白地で配されているデザインである。バズビーは、この共通の旗印を持つことにより、異なる部族が共同して活動するようになることを狙ったのである。

翌一八三五年一〇月、バズビーは、再びワイタンギに首長達を集めめた。今度は三五名が集まつた。そこで、バズビーは、予め用意したニュージーランドの部族連合国（独立宣言書（He Whakaputanga - Declaration of Independence））に、首長達の署名を求めていた。⁽¹⁷⁾ 独立宣言書は、次の四つの条文からなつていていた。正文はマオリ語で書かれ、また、その写しは英語で書かれていた。⁽¹⁸⁾

第一条は、首長達はニュージーランドが独立国（whenua rangatira - independent state）であることを宣言し、首長達

は田舎を（ニューシーランド）部族連合（te Wakaminenga o nga Hapu o Nu Tirene - the United Tribes of New Zealand）へ呼ぶりふる宣言してやる。

第一条は、国家の主権（kingitanga - sovereign power）及び国土の支配権（mana i te wenua - authority in the land）は、

部族連合が保有するとを宣言した。また、法は、議会（hui-huinga - congress）に依つて制定されることも宣言している。

第三条は、議会は、毎年秋に開催され、議会が法を形成し、司法権を行使し、平和を維持し、秩序を確立し、貿易を規制する権限を有すると述べている。また、議会は、この時点では議会に参加していない南部の部族を招待している。

第四条は、この宣言の写しは、英國に送付され、英國王に、部族旗を承認したことに感謝すると共に、この誕生したばかりの国の後見人となる事を求めてくる。

ワイタンギに集まつた首長達は、この宣言に署名し、一八三五年一〇月二五日、ニュージーランド北島の北部地方に、ニュージーランド部族連合国が誕生した。これにより、ニュージーランドを無主の土地として、領有を狙つていたフランスの野望は押さえられたことになる。

（II） ワイタンギ条約の調印

現在のニュージーランド憲法を構成する一連の成文法の中で、最も古いものが、一八四〇年に制定されたワイタンギ条約で、英國とマオリの間に締結された条約である。英國を代表して、ワイタンギ条約に調印したのは、その時点での「一サウスウェールズ植民地副総督（lieutenant governor）」という地位にあつた

ホブソン (William Hobson) であった。

ホブソンは、アイルランド出身の英海士官であった。彼は、艦長身分に昇格後、六年もの間、後援者がいなかつたため、艦を与えられなかつた。しかし、後に海軍長官 (first lord commissioner of the Admiralty) になるオーケランド卿 (George Eden, 1st Earl of Auckland) は、彼を後援し、フリゲート艦「マルスネーク号」を一八三四年に与えた。

一八三六年以降、彼は主としてオーストラリアで活動していくが、一八三七年、バズビーから、部族間戦争の危険が高まり、英國人が危険にさらわれているという連絡が入つたため、ニュージーランドに急行し、キリスト教宣教師、植民者等と面談した。さらにマオリの首長にも会い、慰撫すると共に英國人に危害を与えないよう警告した。三ヶ月後に、停戦条約が締結されたのを待つて英國に帰還した。帰り着いたのは一八三八年初めであった。帰国に伴い、通例の報告書を提出し、その中で、ニュージーランドに関しては、英國の主権を確立することが妥当、とした。

これより少し前に、英國人経済学者であるエドワード・ウェイクフィールド (Edward Gibbon Wakefield) は、「ハムニーからの手紙」等の著述で、流刑囚に労働力を頼るオーストラリアの植民を批判し、それに代わるものとして「組織的植民論

(Systematic Colonization)」を提唱した。具体的には、次の提案を行つた。

「(1) 英国に譲られた土地は公的土地区 (public land) と見なし、完全平等と即金払いを条件として、一定価格をもつけ、イギリス臣民の個人占有に解放すること。
(2) 公的土地区的に責任をもつ当局は、イギリスで土地を売る権利を有し、土地購入者は入植地の土地を選ぶことができる。」

(3) 公的土地区を売った金で基金 (fund) をつくり、移民の輸送コストをまかなう。土地購入者が入植地に送られる労働者を指名できる規定を設け、船賃を無料にする。
(4) 上記の基金によって、原住民から割譲される土地を買いうコストを支払う。

(5) 基金の一部で、道路、学校、教会の建設コストを支払う。

(6)

入植地の通常の公費は、植民地政府が課す税金によつてまかなく。

(7) 基金が十分に形成されるまでの間は、合体資本による共同保険 (joint security) で融資をおこなう。」
そして、自らの理論をニュージーランドにおいて実現するべく、ニュージーランド土地会社 (New Zealand Land Company)

を一八三七年に設立した。同社は、政府が動き出す前に、土地の買収を急いだ。すなわち、一八三八年には弁護士である弟のウイリアム（William Hayward Wakefield⁽²²⁾）を、今日のウェリントン及びネルソンに当たる場所に派遣し、マオリからの土地の買収を行つた。この会社は、一八三九年一二月に名称をニュージーランド会社（New Zealand Company）に変更し、

一八四〇年一月から、実際にニュージーランドへの英国人の組織的移民事業を開始した。⁽²³⁾

このウェイクフィールドの理論は、英國の植民地政策そのものに強い影響を与え、それに根本的変化をもたらした。ウェイクフィールド理論の、英國植民地政策への影響の一つは、一八三六年に勅許状がありて開始された、南オーストラリア植民地の建設に見られる。これは、囚人の労働力に頼らないことを前提とした最初の植民事業であった。

ニュージーランドに関しては、それまでこれを植民地とすることに消極的だった政策を転換し、植民地化することを、政府が決定した、大きな原因となつたのである。そのタイミングで、ホブソンの報告書が提出されたため、彼は大きな注目を集めることとなつた。

この時代、歐州列強は、他国を侵略する方法として三つの法的手段を有していた。第一に征服であり、英國であれば、イン

ド征服などが代表例である。第二に割譲であり、南京条約による香港の割譲などが代表例である。そして第三が、無主の土地の先占で、オーストラリアに住むアボリジニが特定の場所に定住することなく、放浪の生活を送つてゐることから、土地所有権を持たない民と判断し、オーストラリア全体を無主の土地（Terra nullius）と認定したことが代表例である。

ニュージーランドの場合には、マオリは定住して土地を支配していたため、第三は論外である。第一の、武力による支配を行ふほどの価値のある土地とは考えられない。その結果、英國政府は、第二の条約による割譲を目指すことを決定した。

一八三八年一二月、英國は、部族連合国の独立宣言を承認することを決め、外務省として同国に対し公使を派遣することとなつた。ホブソンがそれに選ばれ、彼が受諾した結果、一八三九年八月に領事（British consul）に任命された。また、それに先立つ七月に、植民省より、ニューサウスウェールズ植民地副総督（Lieutenant Governor）に任命された。そして、ニュージーランドに英國植民地を建設するよう命じられた。その手段として、ホブソンは、マオリから、植民者のための土地を「公正かつ平等な契約（by fair and equal contracts）」で入手し、それを植民者に再販売するにより、将来の事業に資金を供給出来る体勢を作ることを命じられたのである。この命

令 자체、ウェイクフィールド計画の明白な影響である。

一九三九年八月にブリマスを出発したホブソンは、シドニーに一二月に到着し、上司であるサウスウェールズ総督ギップス(George Gipps)と協議した結果、ギップスはニュージーランドにおいて、以後、マオリと英國人の私的売買を禁じる布告を発した。そして、これ以前の土地売買についても、政府調査官が調査するまで効力を発しないこととした。この布告は、これまでになされた、ニュージーランド会社によるウェリヘン及びネルソンの土地買収を念頭に置いたものである。

ホブソンが、ニュージーランドのコロラレカに到着したのは一八四〇年一月二九日で、翌一月三〇日に、英國教会伝道協会(CMS)の教会で、布告を読み上げた。それは、ホブソンが

ニューサウスウェールズ副総督に任命されたことと、この布告の日以降における英國人の、ニュージーランドにおける土地売買は、無効となることなどを内容とするものであった。⁽²⁾しかし、その際、公使の辞令は敢えて読み上げておらず、以後、彼は、もっぱらサウスウェールズ植民地副総督としての資格で行動する事となる。

ホブソンは、バズビーの協力により、近隣のマオリ首長に、再びワイタンギに集まるよう招待状を送ると共に、バズビーと条約の内容を詰める作業を行った。彼らが決定した条約は、三

箇条からなる簡単なものであった。

この条約の正文は、英語版とマオリ語版の二つがある。英語版を紹介すれば、次のとおりである。

- (1) The Chiefs of the Confederation of the United Tribes of New Zealand and the separate and independent Chiefs who have not become members of the Confederation cede to Her Majesty the Queen of England absolutely and without reservation all the rights and powers of Sovereignty which the said Confederation or Individual Chiefs respectively exercise or possess, or may be supposed to exercise or to possess over their respective Territories as the sole sovereigns thereof.
- (1) ニュージーランド部族連合の構成員となりてこゝの酋長、及びそれの構成員になつてこゝない別個独立の首長は、英國女王陛下に、絶対的かつ無条件に、上記部族連合ないし独立首長が保有してこゝるか、ならしはその唯一の主権者としてそれぞれの領土上で行使し、保有していたと考えられるすべての主権に伴つ権利・権力を、譲渡す。
- (2) Her Majesty the Queen of England confirms and guarantees to the Chiefs and Tribes of New Zealand and to the respective families and individuals thereof the full

exclusive and undisturbed possession of their Lands and Estates Forests Fisheries and other properties which they may collectively or individually possess so long as it is their wish and desire to retain the same in their possession; but the Chiefs of the United Tribes and the individual Chiefs yield to Her Majesty the exclusive right of Preemption over such lands as the proprietors thereof may be disposed to alienate at such prices as may be agreed upon between the respective Proprietors and persons appointed by Her Majesty to treat with them in that behalf.

(英国女王陛下は、首長並びにリヨーニーランド部族連合及びその家族なし個人に対し、彼らの国土、土地、森林、漁業その他、彼らが総有的に、若しくは個別的に所有している資産の完全かつ妨げられることのない所有権を、その欲し、希望する限りにおいて有する)ことを、(2)に確認し、保障する。但し、部族連合の首長及び独立の首長は、それらの資産の個々の保有者と、陛下に依り、その代理として任命された者との間の協議により決定されるであらう価格で、絶対的な優先買い取り権を陛下に与えるものとする。)

(3) In consideration thereof Her Majesty the Queen of

England extends to the Natives of New Zealand Her royal protection and imparts to them all the Rights and Privileges of British Subjects.

(英國女王陛下の與へぬこと、(2)、英國臣民へ)へのすべての権利と特權の保護を、リヨーニーランド先住民に及ぼすものとする。)

これを簡単に要約すれば、第一条は全リヨーニーランドの主権を英國王に譲るところであり、第二条はマオリの土地所又権は保障されるが、その土地の売却は、全て英國政府へのみ認められるというのであり、第三条はマオリに対する英國臣民としての権利を認める、ところである。第二条には、ウェイクフィールドのニューバーンド会社の活動を抑えようという意図が明確に現れている。

集会は、一九四〇年二月五日の正午から、バズビーの自宅前の広場で開催された。C M S 宣教師のウイリアムズが通訳を務めた。

マオリ側は、ホブソンに、帰れ、と言ふ者があるなど、当初は、条約締結に否定的な者が多かった。しかし、ンガ・ピヒ(Nga pihī)族のホネ・ヘケ(Hone Heke)など、有力な首長が、占拠を狙うフランス人や無法な歐州人からの保護を英國に望んで、他を説得した。⁽²⁷⁾ ホブソンは、一晩の考慮時間をおいて、翌

日署名を求めた。その結果、その場で、ホネ・ヘケを筆頭に四
五名の首長からの署名が、この日に得られた。⁽²⁸⁾

一週間後、ホブソンはさらに他の地域での集会に出席した。

それでも、最初は、反対の声が強かつたが、ホブソンが、署名

しなければ、無法な歐州人によって、土地が奪われるであろう
と警告すると、さらに五六名の首長が署名した。その後も、条
約の写しは、南北両島の諸部族の間をめぐり続けており、六月
までに五一二名の首長の署名を集めることに成功した。

しかし、後にホブソンが作成した条約の英語版の文言と、ウイ
リアムズの作成したマオリ語版の文言との間にはかなりの齟齬
がある事が明らかになつた。⁽²⁹⁾

「これは、主として、条約の英語版とマオリ語版に二点の

相違があることに起因している。第一に、英語版第一条に

は、主権 (Sovereignty) という言葉が用いられているが、

マオリ語版でこれに当る言葉は、kawanatanga であり、

統治する者 (governorship) の意味であった。第二に、第

二条の「土地 不動産、森林、水産及びその他の財産の排
他的かつ平穏な完全所有」は、マオリ語版では、"..te tino

rangatiratanga" で、土地、村及びすべての宝物に対する
完全な権限 (full authority) 又は保護者としての権限
(guardianship) の意味であった。すなわち、英語版第一
(guardianship) の意味であった。すなわち、英語版第一

条でイギリス国王に譲渡された権限は、マオリ語版第一条
によつて、マオリ人に保障されていたことになる。このた
めマオリ人は、マオリ人の伝統的な権限は保障されている
と理解した。⁽³⁰⁾

このため、本稿第三節第三項に後述するとおり、一八六〇年
以降、長きにわたつて続く、ニュージーランド戦争 (New
Zealand war) と呼ばれる、マオリによる激しい抵抗が起きる。
これを、ニュージーランド植民地政府は、条約により英國臣民
となつたことを理由に反乱と捉え、武力で鎮圧した。

その後一〇〇年以上にわたり、歐州人側は、条約の誠実な遵
守を行おうとはしなかつた。それどころか法的に無価値である
としていた。

(iii) ワイタンギ条約法

ワイタンギ条約のマオリ語版の誠実な遵守が、ニュージーラ
ンドにおいて国家の方針となつたのは、一九七五年以降のこと
である。この年に、ワイタンギ条約法 (Treaty of Waitangi
Act 1975) が制定された。⁽³¹⁾ 同法前文は言う。

「一八四〇年二月六日、条約がワイタンギにおいて、當時
の英國女王ヴィクトリアとニュージーランドのマオリの人々
との間で締結された。

そして、条約の英語版とマオリ語版では、内容が異なるた。

そこで、審判所を設け、条約に関する原則の適用にあたり、生じた異議に関し勧告を行うこととし、その目的のため、その意味と効果を決定し、特定事項がそれら原則と矛盾しているか否かを決定することが望ましい。」

この法律に基づき、ワイタンギ審判所 (Waitangi Tribunal) が創立され、ワイタンギ条約で認められた権利について、審判が開始された。

ワイタンギ審判所の活動は、次の様なものである。

「文化的アイデンティティから言つて先住民マオリに属する自分で信じる者（血統の純粹性は問われない）ならば

だれでも、ヨーロッパ人植民者たちがやつてきて以来、自分たちがこうむつてきたと思う不正義と不利益——大地と

その上にある天然資源を利用する権利、さらに社会的・文化的な権利の喪失——について、この審判所に訴えることができる。ワイタンギ審判所は、裁判所ではないので、判断は出さない。(1)専門家を動員した数年間にわたる調査や公開ヒアリングの末、詳細な報告書とともに政府に対する勧告を出す。これまでのところ、ニュージーランド政府は、おおむねワイタンギ審判所の勧告を尊重してきた。土地、

漁業権、公用語としてマオリ語を使用する権利、それらへの補償金など、巨額の金銭と資産が先住民マオリに返還され、マオリ文化と言語を公的なものと認知し、奨励する政策がとられてきた。二〇〇六年一〇月末までに政府からマオリ諸部族に対して支払われた補償金総額は、七億四三〇〇万ニュージーランド・ドルに上る。」

しかし、同法に対しても、そのマオリに対する保護は不徹底だとして、不満が強く、その後も、一九八五年改正、一九八八年改正、一九八八年第二改正、一九九三年改正、二〇〇六年改正と、大改正だけでも五回を数えている状況にある。

一一 特許状 (letters patent)

＝一八四〇年憲章

(1) 初代総督ホブソンの活動

ホブソンは、一八四〇年五月二一日、二つの布告 (proclamation) を発してニュージーランド全島が英國領になつたと宣言した。ホブソンの発した二つの布告の一つは、ワイタンギ条約に基づく割譲により、条約の最初に締結した日付における北島に対する主権を宣言するものである。いま一つは、クックの発見及び領土主権の主張に基づき、南島及びその南方洋上にあるスチュアート島 (Stewart Island) に対する主権を宣言するも

のである。すなわち、第一の布告は、この時点では南島にはマオリ族は居住しておらず、オーストラリア同様に、無主の土地だという認定を下したことを意味する。オナウエ虐殺事件という事例があつたにも関わらず、このように無理な布告をホブソンが発したのは、ニュージーランド会社の移民団が、この年二月には既に今日のウェリントン近辺に到着済みであると告知されていたので、これを押さえるための法的体裁を整える必要があつたからと思われる。

この時点においては、先に述べたとおり、ニュージーランドは、ニューサウスウェールズ植民地の一部であり、ホブソンはあくまでもニューサウスウェールズ植民地の副総督としての資格において、この布告を行っている。しかし、英國政府は、ホブソンの布告⁽³⁴⁾を受け、一八四〇年一月一六日付けて勅許状(letters patent)を発し、翌一八四一年七月一日付けてニューサウスウェールズから分離し、独立の植民地となつた事を宣言⁽³⁵⁾した。

ニュージーランド会社は、新植民地の首都を、彼らのニュージーランドにおける拠点であるウェリントンとする」とを望んだ。しかし、ホブソンは、ンガチ・ワトゥア(Ngati Whatua)族から友好の印として贈与されたワイトエマタ(Waitemata)が臨んでいる湾が、艦隊でもそつくり停泊出来る天然の良港であることを⁽³⁶⁾、

ることから、一八四一年にニュージーランドが独立の植民地として正式に発足するに際し、これを首都と宣言し、彼の後援者の名を取つてオーケランドと名付けた。

勅許状は、通常一八四〇年憲章(Charter of New Zealand 1840)とよばれる。ニュージーランド植民地における最初の憲法として機能した。一八四〇年憲章は、ホブソンを昇格させてニュージーランド総督とし、ニュージーランド政府の最初の政府機構として、立法評議会(Legislative Council)と行政評議会(Executive Council)を設立することを定めていた。

立法評議会は、総督、植民地長官、植民地財務官(Colonial Treasurer)及び総督により任命された三名の治安判事(Justice of the peace)で構成された。立法評議会は、規則(Ordinance)を定め、その他整備を担当した。この立法評議会は、一八五二年憲章によりニュージーランドに議会制度が導入されると、その上院とされることになる。

行政評議会は、総督の補佐・助言機関として設立され、政府職員として任命された者により構成される。これは、現在も存在しており、全閣僚がこれに属することとされている。

また、一八四〇年憲章は、ニュージーランドを構成する三つの主要な島、すなわち北島をニューアルスター(New Ulster)、南島をニューマンスター(New Munster)、スチュワート島を

ニューアレンスター(New Leinster) およびその地方 (Province) とした。⁽³⁹⁾

以後、しばらくの間、ニュージーランドでは、ワイタンギ条約を遵守し、マオリを守ろうとする総督と、マオリを弾圧し、入植者に土地を確保しようとするニュージーランド会社の間の争いという様相を呈することになる。ニュージーランド会社は、次々とロンドンで土地を売り出しても、新しい植民者をニュージーランドに送り込んだ。そうしたニュージーランド会社の植民者から見れば、ロンドンで多額の代金を支払った上で移民してきているのに、彼らのものとなるべき土地は、依然としてマオリが占拠しており、総督は、それについて何の手も打つてくれないという不満が高まるのである。しかし、総督としては、ワイタンギ条約から、マオリに土地を売るよう、強制する」とはできないのである。

そうした軋轢にさいなまれたホブソンは、一八四二年九月一〇日、脳卒中により現職のまま死亡する。五〇歳であった。

(II) 第二代総督フィッツロイの苦闘

フィッツロイ(Robert FitzRoy)は、ビーグル号(Beagle)の第一次探検(ダーウィンの『ビーグル号航海記』で有名)における艦長として、あるいは英國気象学の確立者として著名な

人物である。海軍士官を辞した後、短期間、国會議員を務めた。ホブソンの急死にあたり、英國教会が彼を推薦し、一八四三年四月にニュージーランド総督として発令され、同年一二月二三日にオークランドに到着した。⁽⁴⁰⁾ ホブソンの急死後、フィッツロイの到着までの一年半近い総督不在の間に、ニュージーランド情勢は悪化していた。第一に、ニュージーランド会社とマオリの対立が激化していた。そして、第二に、ニュージーランド植民地政府の財政は破綻していたのである。

フィッツロイは、このニュージーランド会社とマオリの対立という厳しい状況の解決に、自分の能力だけを頼りに挑まねばならなかつた。なぜなら、フィッツロイに、英國政府は、資金も、そして軍艦も提供しなかつたからである。⁽⁴¹⁾ それに対し、ニュージーランド会社による入植者は、その時点のニュージーランドにおける欧洲人人口の大部分を占め、植民に関して組織的なリーダーシップを有している上に、現地において最も影響力のある新聞と、ロンドン政界の強力な友人を持っていた。

彼が解決すべき第一の問題は、ホブソンが死亡し、総督権力が不在の間に発生したワイラウ事件(Wairau affray)であった。⁽⁴²⁾ ニュージーランド会社は、南島北部のネルソンに、一八三九年にマオリから合計九万ヘクタールの土地を購入し、一八四一年一〇月からアーサー・ウェイクフィールドをリーダーとして入

植を開始した。残念ながら、その地域には平地が乏しく、入植者すべてに行き渡るほどには適地がなかった。そこで、一八四年、アーサー・ウェイクフィールドは、ネルソンに隣接するワイラウ平原に測量隊を派遣した。ンガチ・トアの首長であるテ・ラウパラハ (Te Rauparaha) とランギ・ハエアタ (Rangi-haeata) は、直ちにそゝは売却していないと抗議した。数ヶ月に及ぶ実りない交渉の末、テ・ラウパラハ等は、測量隊を強制的に立ち退かせ、彼らの野営地を焼き払つた。焼いた理由として、テ・ラウパラハは、それは彼の土地に生えていた木で作られていたから、彼に処分の自由があると主張した。しかし、アーサー・ウェイクフィールドは、ネルソン植民地の民兵を送つてテ・ラウパラハを逮捕しようとした。六月一七日に両者は激突し、欧洲人側ではアーサー自身を含む二二人、マオリ側では四人が殺された。ニュージーランド会社は、この二三二人の欧洲人の死に対する復讐を期待して、新知事の到着を待つっていたのである。

しかし、裁判所は、アーサー側が先に発砲してランギ・ハエアタの妻を殺していたなどの事情から、ワイラウ事件は植民者側の著しい挑発に基づいて発生したものであり、したがつてマオリを処罰することはできない、と判決しており、フィツツロイは、総督としてこれを裁可した。

また、そもそも、ホブソンのニュージーランド到着時の布告により、それ以前の売買であつても、政府調査官による認定を待たなければ、ニュージーランド会社は、行動できないはずであった。そして、ロンドンから派遣されたスペイン (William Spain) 土地問題調査官 (Land Claims Commissioner) の調査に依れば、ニュージーランド会社が購入したと主張した土地のうち、有効に購入したと認められたのは、マナワツ (Manawatu) とニュープリマスの二箇所のみだったのである。この結果、ニュージーランド会社が購入したと主張したマオリの土地は不法占拠であるが、既に到着し、入植している善意の第三者たる植民者を立ち退かせることはできないとして、フィツツロイは、ニュージーランド会社に対し、所有者たるマオリに、土地代価相当の補償を行うよう要求するという、多分に玉虫色の解決を行おうとした。

彼の、マオリ人には法的権利があるという判断は、植民地事務局の賛同は得られたが、そのかわり、ニュージーランド会社関係者やその植民者からは恒久的な敵意を得ることとなつた。会社は、直ちに彼の更迭を目指して、ロンドンに対する働きかけを開始した。その結果、彼の総督在任期間は大変短いものとなつた。

フィツツロイの直面した政府の財政問題は、深刻なもので

あつた。⁽⁴⁴⁾ 植民地政府の歳入の多くを占める関税収入は、最大の貿易相手国であるオーストラリアが景気後退に見舞われていたため、大幅に減っていた。そのため、日々の行政に必要な資金さえも事欠く状況であった。当然ながら、マオリから土地を購入する資金があるわけはなかつた。

ホブソンが命じられていたのと同様、フィツツロイも、マオリから購入した土地を、歐州人入植者に売つて得た利益で公共事業を行つこととされていた。ホブソンの場合には、土地購入資金を得る手段として約束手形を発行していたが、フィツツロイの時代に、その償還期限がやつて来ていたので、問題はホブソン時代よりも深刻であつた。そこで、フィツツロイはやむを得ず、一八四四年四月に、総額三万七〇〇〇ポンドの公債を發行した。

その事の効果はすぐに現れた。一八四四年の年頭には停滞していたオーケランド周辺の経済活動は急速に改善し、輸出取引が行われる様になつた。さらに、フィツツロイは、政府の財政を改善するため、関税を上げると共に、資産税を導入した。⁽⁴⁵⁾

一八四四年、フィツツロイは、後のニュージーランド戦争の前哨戦と言うべきンガ・ブヒ族のホネ・ヘケ (Hone Heke) 等との鬭争に直面することになる。ワイタング条約締結に当たつてのマオリ側の積極的な推進者であつたホネ・ヘケが、この時

期に総督の権威に反抗するようになった理由は、はつきりしない。フィツツロイは、さまざまな考え方を挙げているが、その中でワイラウ事件の影響を、最も重要としている。この、植民者が武力によりマオリの土地を奪おうとしたという事件が、全マオリを震撼させ、以前からある猜疑心を呼び起こしたものである。それまで、マオリは、植民者のことを、宣教師の活動もあって、平和的な人間で、交易目的と思つていた。ところが、ワイラウ事件がそれを一変させたと、フィツツロイは判断している。⁽⁴⁶⁾

ホネ・ヘケは、ラッセル (以前のコロラレカ) にあつた英國旗を掲揚している旗竿を、英國を象徴するものとして、一八四年七月に最初に切り倒した。⁽⁴⁷⁾ フィツツロイは北部に急行し、同地方の首長達と話し合いを行い、互いに平和を維持することを決まった。貿易は再開され、旗竿は元通り立てられたが、これをホネ・ヘケは、一八四五五年一月中に二度に渡つて切り倒した。そこで、フィツツロイは、ホネ・ヘケの身柄を拘束した者に対し、一〇〇ポンドの賞金を支払うと布告した。これに対し、ホネ・ヘケは、総督の身柄を拘束した者に、同額を支払うとやり返した。

一八四五年二月に、フィツツロイは軍を派遣し、かつ旗竿を容易に切り倒せないよう、鉄で保護した。しかし、三月一日

に、ホネ・ヘケは、この軍を武力で追い払った上でこの旗竿も切り倒し、ラッセルの町を焼き払った。ホネ・ヘケの、ラッセル攻撃は決して激情に駆られての野蛮なものでは無かつた。ホネ・ヘケは、歐州人に対し、宝石・書類その他、本人が希望する貴重品を持つてボートに乗るのを認め、また、教会その他の公共施設への焼き討ちは行わなかつた。⁽⁴⁸⁾

本拠地に撤退したホネ・ヘケに対し、フィツツロイは、オーランドから持てる限りの軍を送つて攻撃したが、ホネ・ヘケは、英國軍に多大の損害を与えてこれを撃退した。以後、英國軍とホネ・ヘケ軍の軍事衝突は一八ヶ月に渡り、続くことになる。

こうした厳しい軍事情勢にもかかわらず、一八四四年九月、フィツツロイは、歐州人を武装させ、軍事訓練をすることをせず、植民者の防衛行為は、町の防衛に限ることとした。その理由は表面的には、最も友好的なマオリ人でさえも猜疑心を持たせる可能性があるからとした。しかし、実のところ、その最大の理由は、民兵を動員するための費用負担に、植民地財政が耐えられないとためであつた。⁽⁴⁹⁾

他方、フィツツロイは、ニュージーランド会社との対立を緩和するために、ホブソンの布告を取り消し、私人がマオリから土地を購入することを認めたとした。⁽⁵⁰⁾

この北部の紛争に加え、ウェリントンでも、平和が失われていた。フィツツロイの裁定にもかかわらず、ニュージーランド会社はワイラウでの侵略行動を止めていかつたため、テ・ラウパラハ等との戦いが再燃していたのである。しかし、フィツツロイは、彼の限られた軍事力を、この地域のマオリに対して使用することを許可しないと決定した。

実は、フィツツロイは、これより遙か前、一八四五四年四月三〇日付で、総督から既に解任されていた。その知らせを彼は一〇月一日に正式に受け取ることになる。⁽⁵¹⁾ フィツツロイの解任理由は、指示に反して公債を発行したこと及び民兵を適時に動員していないこと等であった。ニュージーランド会社のロンドンにおける裏工作が成功したのであつた。

(三) 第三代総督グレイの努力

グレイ (Sir George Grey) は、ニュージーランド総督に任命された時点で南オーストラリア植民地総督であつた。その地理的近さのおかげで、一八四五五年一月一四日にはオークランドに到着することができた。フィツツロイが罷免されたことは公表されておらず、彼はそのまま執務を続けていたから、フィツツロイ着任時の場合のような、長期にわたる総督不在という混乱は生じていなかつた。⁽⁵²⁾

グレイは、一面ではフィツツロイよりも恵まれていた。ニュージーランドの厳しい情勢から、英本国は、彼に十分な資金とインドやオーストラリアから搔き集めた強力な軍隊を与えたからである。他面、フィツツロイが不名誉に罷免された事実は、ニュージーランド会社との関係に神経を使わないと、グレイもまたフィツツロイと同じ運命をたどることを示していた。ワインギ条約を誠実に遵守することを考える官僚にとつて、これは非常に厳しいジレンマであった。

グレイも、フィツツロイと同じく、ホネ・ヘケの蜂起の根本原因は、ワイラウ事件にあるとみていた。そこでグレイがオークランドに到着して第一に行つたことは、マオリの首長達を集めて会議を開き、その席上で、ワインギ条約の誠実な遵守を誓うことであつた。いかなる土地といえども、マオリの同意なしに侵害されることはなく、土地を売るか否かは完全にマオリの自由であると明したのである。ただし、同時にマオリが理解しておかねばならないことは、ひとたび土地を売った場合には、それは永久にマオリの権利から離れるという点及び、ホネ・ヘケ達が政府に反抗した以上、彼らは処罰されねばならない、という点もグレイは強調した。

このように、誠意を持つて交渉したことにより、グレイは、早い段階でマオリの尊敬を勝ち取ることができた。グレイは、

一八四六年に友人に書いた手紙の中で、マオリは「多くの点で高貴な種族であり、傑出した戦士であり、非常に感情豊かであり、毀譽褒貶に敏感であり、誇り高いが、導きやすい。〈中略〉彼らは私があたかも高位の首長であるかのような献身を示す。」と述べている。

そこで機を逃さず、豊富に与えられた軍事力に加え、グレイの説得によりその味方となつたマオリも加えた圧倒的兵力でホネ・ヘケの本拠地を攻撃し、これの撃破に成功した。しかし、無理押しさせず、ホネ・ヘケが和平を申し出、自らの意思での支配地域を提供すると、それを受諾した。テ・ラウパラハについては、奇襲により彼を逮捕し投獄するのに成功した。しかし、やはり無理押しさせず、彼についても後に釈放している。

また、豊富に与えられた資金により、フィツツロイの解任理由となつた公債については、直ちに元利を償還して解消することができた。⁽⁵⁷⁾

フィツツロイが、ワインギ条約に規定するマオリの土地の購入を、政府が独占するという制度を廃止したことは先に述べた。これにより、マオリの土地は九万エーカーも歐州人により侵害されていた。グレイは、グラッドストーン首相の了解を取つた上で、購入独占制を復活した。⁽⁵⁸⁾ただし、そうした形で市場が形成されたため、市場価格より若干高額で買うという制度とした。

他方で、グレイは、一八四六年に、すべてのマオリの土地所有を登録することを指示した。登録されない土地は未使用地あるいは余剰地とみなされ、国有地とされたのである。マオリのような生活形態の場合、現に耕作されていない土地も、すべて潜在的耕作地であるが、それを無視したのである。これは英本国の植民大臣であるグレイ伯爵⁽⁵⁹⁾の指示によるものであつて、出先の総督であるグレイとしては、それに抗することはできなかつたのである。⁽⁶⁰⁾

グレイは、マオリとの紛争を解決する手段として、大変根本的な取組みを行つた。まず、彼自身がマオリを理解する努力をした。その手段として、マオリ語に関して一冊の辞書も存在しないこの時代に、グレイは、自らがマオリ語を理解し、さらにはマオリの格言や諺、さらにはマオリの歴史や伝説の収集を行つた。今日のマオリ学の礎は、グレイが築いたのである。

マオリを、将来において、欧州人と融和できるまでに文明化する必要を認識し、教育や産業面で向上させる努力を開始した。⁽⁶¹⁾この時代、英國教会だけでなく、メソジスト派及びカトリックの宣教師もニュージーランドに進出を開始していたが、グレイは、これら三教会に対し、政府の監督の受け入れることを条件として、資金援助を行うこととした。植民地歳入の二二分の一、土地販売収入の二五分の一及び英國からの資金の一定額を、必

ず様々な分野に寄付することとしたのである。この結果、一八五二年の末には七〇二人の児童が原住民用の学校に通学していた。内訳は四三四人が英國教会、二二五人がメソジスト派、五三人がカトリックである。年次補助金としては、初年度の場合、英國教会が三、五〇〇ポンド、メソジスト派が一、六〇〇ポンド、カトリックが八〇〇ポンドであった。そこでは、必ず英語が教えられ、各学校は産業訓練の中心ともされた。各学校には大工及び農業労働者が必ず配置され、馬や牛が政府資金により給付された。

また、各地方の産業基盤を強化する手段として、オーネランド及びウエリントンの周辺で、欧州人兵士に道路を建設させることとした。それに際しては、マオリを雇用し、一日あたり二シリング六ペニスの賃金を、そしてその指揮者として働いた首長には一日三シリングを支払つた。この当時、欧州人の単純労働は一日三〜四シリングであったというから、それよりは若干安いが、決して不当に低額な賃金とは言えないであろう。道路整備をおこなうことの重要性はマオリにも理解され、例えばラングイハエタ（Rangihaeta）は、自費で二二一マイルもの道路を整備したという。

マオリは基本的に農業民族である。そこで、グレイは彼らから土地を売つて貰う代わりに、それまでの焼き畑農業に替わる

土壤改良法を教え、新しい作物を与えた。ネルソンでは一八四年に早くも三四〇エーカーの小麦が栽培され、ワイカトでは

その翌年、果樹、ジャガイモ、トウモロコシが栽培された。また小麦は一、〇〇〇エーカー近くも栽培され、二台の製粉機と一基の水車が活動していた。彼が離任した際には、既に北島のすべてのマオリ部落に、彼ら自身が所有する水車が設置されていたという。

さらに、マオリは病気になると呪医に頼っていたが、それを克服するために、グレイは病院を、欧洲人が居住するオーランド及びウエリントンばかりでなく、ワングヌイ (Wanganui) 及びタラナキ (Taranaki) にも建設した。この結果、一八五二年の段階で、四〇一人がワングヌイで、五五六人がタラナキで受診した。また、公衆衛生の向上のため、入浴の習慣を教えることにも努力した。

彼はマオリに法と秩序を植え付ける努力もおこなっている。まず、着任早々に、マオリに武器・弾薬及び酒を販売することを禁じた。⁽⁶⁴⁾ そして、マオリ警察を組織し、陪審員その他の基本的な司法活動にも、英國法に十分な知識を有していると認められる場合には起用するようにした。⁽⁶⁵⁾ 遠隔地の場合には、マオリの首長を、固定給を支払つて、裁判官に任命することも行つた。⁽⁶⁶⁾ ただ、この分野に関しては、英國とマオリの道徳規準が大きくな

異なつてゐるため、困難が多かつた。⁽⁶⁷⁾

こうして、グレイは、本国に両民族が平和裏に共存する基礎を築けたと報告している。⁽⁶⁸⁾ 短期間のうちにニュージーランドの混乱を收拾した功績により、グレイは一八四八年にバス勲爵士に叙せられた。

三 英国議会法

(1) 一八四六年憲章

ニュージーランド会社は、しかし、グレイ総督に押さえられていばかりはいなかつた。グレイの手の届かない本国で、しつかりと活動していたのである。

「一八四六年、ニュージーランド会社支配人の圧力の下に、グレイ伯爵はもつとも錯綜した憲法 (most intricate Constitution) を公布した。」⁽⁶⁹⁾

正確には一八四六年ニュージーランド憲法法 (New Zealand Constitution Act 1846) は、英國議会によつて制定された。⁽⁷⁰⁾ これは一般に「一八四六年憲章」(Charter of 1846) と呼ばれた。この憲章は、植民地に広範な自治を認めた点に大きな特徴がある。ただし、その定め方は、上記引用文の通り大変複雑なものであった。

一八四六年憲章は、第一に、植民地をニューアルスター

(New Ulster = 半島のパテア川 (Patea river) 河口以北) と、
ニューマンスター (New Munster = 残りすべて) と言う二つの
の地方 (province) に分け、それぞれに総督と副総督を置くものとした。ニュージーランド全体の総督は、それとの対比で総督 (Governor-in-Chief) と呼ばれる。

すなわち、一八四六年憲章の下におけるニューアルスターは、一八四〇年憲章の下におけるそれと異なり、もっぱらオーランドを中心とする地域とされたのである。それに対し、ニューマンスターは、ウェイクフィールドのニュージーランド会社が、入植地を建設した地域である。つまり、この憲章は、実質的に総督の実権を、オーランドを中心とする北島北部に限定し、それ以外のニュージーランド全土をニューマンスターと名付け、その地域におけるニュージーランド会社の支配を認めたものと見える。

第二に、各地方は、選挙により評議員 (councilors) を定め、評議員会が市長及び市会議員を決定する。この評議員、市長及び市会議員が、地方議会の下院議員を決定する。そして、この各下院が、ニュージーランド全体の議会 (General Assembly) の下院議員を互選により決定する。それに対して、上院はすべて任命制である。

しかし、一八四六年憲章は、グレイ総督の反対により、ニューマンスター政府などは一応組織されたものの、その中核部分は施行が延期され、結局、そのほとんどは全く施行されないで終わる。

フィッツロイが、公債發行程度の些細な命令違反行為で罷免された運命を考えれば、議会法という形式で発された命令を、公然と異と唱えるというのは、尋常の覺悟ではなかつたはずである。それを敢然とやってのけるところに、この若い総督の気

エドワード・ウェイクフィールドのニュージーランド会社は何を目指したのであるか。

「植民地の自治を主張する根拠として、彼は二つの点を挙げた。第一に、外来の政府よりも現地の植民者の政府のほうが実情にくわしく、政務をよりよく運営することができます、ということであり、第二に、有能な人びとが自治のおこなわれる植民地に引きよせられ才能が發揮できる。ということであった。しかし、植民地自治の問題は、このような常識的のレヴェルで議論されるような質のものではなく、土地問題やマオリ問題と絡んだ複雑な議論であった。つまり、自治を求める政治勢力は、自治政府の確立によつて本国政府の干渉とマオリの政治参加を排除し、合法的にマオリから土地を収奪しようとしたのである。」

第一に、各地方は、選挙により評議員 (councilors) を定め、評議員会が市長及び市会議員を決定する。この評議員、市長及び市会議員が、地方議会の下院議員を決定する。そして、この各下院が、ニュージーランド全体の議会 (General Assembly) の下院議員を互選により決定する。それに対して、上院はすべて任命制である。

このように、早い時点で大幅な自治権を獲得することにより、

概が感じられる。これは、グレイが、政府と命令に真っ向から逆らつた最初の、しかし、最後ではない行動であつた。

グレイは、その理由として、一八四六年憲章は時宜に合わないと述べた。⁽⁷³⁾なぜなら、北島にいる欧洲人の成人の民間人男性は三、一五七人に過ぎず、二、九四八人は軍人である。これに対し、マオリ人は一〇万五、〇〇〇人もいる。マオリ人は英國製品の消費者であり、植民地の歳人は主として間接税に依存しているので、その多くはマオリ人に依存している。この状態下で、ごくわずかな英國臣民が、多数を占める他民族に対し、課税し、支配する権限を認めるのは適当では無い。なぜなら、一八四六

憲章においては、マオリには投票権が認められていないからである。憲章を直ちに施行することにより戦争の危険を冒すより、歐州人の数が増え、他方、原住民の武器弾薬が尽き、彼らがより文明化するまで、施行を待つ方が合理的である、というのである。

しかし、これは直接にはグレイ伯爵を、そしてその背後にいるニュージーランド会社を説得するための論理であった。本音的には次の様であった。

「彼の意見では、新憲章は、ニュージーランドに住む人びとのための憲章ではなく、土地あさり(hungerers after land) や船荷や船客を希望する船主、そしてニュージーラ

ンド会社の投機のための憲章であつた。この憲章は、封建制の最悪の形態における人権侵害を永続させると彼は信じていた。」⁽⁷⁴⁾

彼は、歐州系住民の代表者による責任政府が成立した際に発生する、マオリに対する問題を、予見していたと考えられる。責任政府ができれば、総督としての彼の権限は、当然のことながら、それ以前よりも限定されることになる。そして、グレイは、マオリ問題を、内閣よりも巧みに処理できる自信があつた。この確信は、その後の出来事により、正しかつたことが証明された。

一八四六年憲章の下においては、マオリは議会に代表者を持たない。それに対し、グレイが総督としての権限を持ち続ける限り、マオリは彼に訴える権利があり、それは、マオリの権利がないがしろにされることが無い、十分な保障となっていたのである。実際、彼が総督である間、マオリは、グレイを父(Father) と呼び、全幅の信頼を置いていたのである。⁽⁷⁵⁾

グレイのこの博打は成功した。グレイは一八四九年七月に受け取った急送便で、議会が一八四六年憲章の施行延期法を可決したことを探らされたのである。これにより、グレイの権威は、ニュージーランドにおいても、そして英本国においても著しく増大した。

(II) 一八五二年憲章

グレイは、一八五二年憲章の施行延期の連絡を受けると、グレイ伯爵を通じて、英國議会に対し、彼の考える三つの重要な原則を盛り込んだ新憲章を作るよう、要望した。その重要原則とは、次のものである。

第一に、広く散在している居住地の性格から、地方分権的な構造が必要であること

第二に、参政権は、広く、植民地に利害関係を有するすべての者、すなわち、土地か家屋を有しているものに認められるべきである。

第三に、この条件を満たしている限り、参政権はマオリにも認められるべきである。グレイは、ニュージーランド植民地の平和と幸福は、「二つの民族が一つに溶け合う (the two race into one nation)⁽⁷²⁾」ことではじめて実現すると考えていたからである。

グレイの要望に基づく新憲章は、一八五二年に英國議会で制定され、一八五四年までに実施に移されることとなつた。⁽⁷³⁾ 一八五二年憲章の成立にあたり、グラッドストーン首相は、グレイ総督の推薦に基づき制定されたもので、これまでに植民地に付与されたいかなる法律よりも大きな自由を認めた法律だと述べた。⁽⁷⁴⁾

グレイの第一の要望に関しては、一八五二年憲章では、大略次の様に定められた。

第一に、国土は六地方に分割された。すなわち、オークランド、ニュープリマス、ウェリントン、ネルソン、カンタベリー及びオタゴ (Otago) である。それぞれは住民によって選出された九人以上の構成員からなる各地方議会 (provincial council) と、その議員から選出された最高責任者 (superintendent) によって統治される。地方議会の権限は、その地方に属する公共事業（鉄道を含む）、移民、裁判、犯罪取締、關稅、貨幣の铸造、港湾、度量衡、銀行業、造船、公有地の管理、婚姻並びに遺言という大変広範なもので、それらについて、植民地議会 (General Assembly) に対して責任を負つてゐる。

第二に、植民地議会は、住民の選出に基づき一四名以上四二名以下の議員によつて構成される衆議院 (House of Representatives) を下院とし、任命制の一〇名以上の議員によつて構成される立法評議会 (Legislative Council) を上院とし、これに総督を加えた三者で構成される。

第三に、総督は英國法と矛盾した立法に対して拒否権を有し、原住民の土地の販売に関する権限を有し、並びに外交権限を有する。

グレイの第二の要望である参政権については、この一八五二

年憲章第七条の定めるところである。かなりくどい規定であるが、簡単に要約すると、投票権は、二一歳以上の男子で、五〇ポンド以上の土地所有者、もしくは都會に住む者の場合には年一〇ポンド以上の借地代を支払う戸主、田舎に住む者の場合には同じく五ポンド以上の借地代を支払う戸主であつて、選挙人登録以前に六ヶ月以上、その地に在住する者、と理解することができるであろう。⁽⁸⁰⁾これは、グラッドストーンの言葉にもあつたとおり、大変低い基準であった。

「一八五二年当時、労働者の賃金が、単純労働の場合、一日三〜四シリング、技能労働者の場合、一日五〜七シリングであったから、この参政権の資格はきわめて緩やかなものであった。カンタベリー植民地の記録では、大工職の場合、一日一〇シリングにもなつた。⁽⁸¹⁾一〇日働けば五ポンド、

二〇日働けば一〇ポンドにもなつた。」

このような状態であるから、まともに労働に従事している者であれば、誰でも参政権が認められたことになる。これは、この時点の英本国の選挙法より遙かに先進的なものであつた。英本国で同様な内容が取り入れられるのは、一五年後の一八六七年第二次選挙法改正を待たねばならない。こうして、グレイの第二の要望も満たされたのである。

グレイの第三の要望であったマオリ人の権利については、一

八五一年憲章第七条の条文からするならば、その条件を満たしている限り、マオリにも参政権は与えられるべきであった。しかし、グレイは英國に召喚され、一八五四四年一月三日にニュージーランドを離ることになる。⁽⁸²⁾その結果、一八五二年憲章の実施は、後任の第四代総督ブラウン (Thomas Gore Browne) の手に委ねられることになった。そして、結論として言ふならば、一八五二年憲章の運用として、マオリには参政権は与えられなかつたのである。

ダニエル・ウェイクフィールドは、一八四六年憲章の下で、一応は作られたが活動することはなかつたニューマンスター政府において、司法長官の地位にあつた。当然、一八五一年憲章の下においては、何の法的地位も持たない。その彼が、公然と次の様に主張した。

「選挙登録簿に記載される資格のある先住民は、たとえいたとしても、ほんどのいないと考えます。彼らはパ一 (Pa) に集団で住んでいるはずです。そうであれば、自由土地保有者、借地人、あるいは住民とみなすことはできません。」⁽⁸³⁾この発言は、欧州系住民の自然の差別感情に合致していたこともあり、ニュージーランド会社の現地における中心人物の発言であることもあつて、ニュージーランド会社系の植民地であつた地方では、無批判に受け入れられた。例えば、最南端のオタ

ゴ植民地での選挙登録集会は次の様な状態であった。

「事前に警告されていたのは、武装しておけということだった。恥知らずな奴は、マオリには明らかに資格がないのに、

ご都合主義の拡大解釈で、彼らが法の意味する家屋所有者

ないし自由土地保有者に当たるとして登録をしようとした。

〔中略〕司法長官ダニエル・ウェイクフィールドの意見

はマオリの主張を予定しており、決定的に彼らに不利なも

のだった。その結果、この多事な七月五日が来た時、選挙

名簿の登録と改訂が行われた日、そこには予期せぬ静けさ

があり、予想された反対は、シッといつて黙らされた。実

際、原住民に権利要求させるという大胆な試みが七八件

あつたが、そして、欧州人の要求が五二件あつたが、ギ

リース氏の巧みな議論により、すべて覆され、却下された。」

要するに、法の規定はどうであろうと、現場における選挙登

録官（上記引用文であればギリース氏）が、その裁量権により、

マオリの参政権要求を、ダニエル・ウェイクフィールドの理論

を背景に、多くの場合に、力尽くで、押さえ込んでしまったの

である。⁸⁵⁾

また、一八五一年憲章七一条は、明確にマオリ自治領（pro-

vision of self-governing Maori）の創設を認めていた。⁸⁶⁾ マオリ

人は、これをワイタンギ条約のマオリ語版が認めていた主権

（*tino rangatiratanga* = sovereignty）条項の実施と受け止めた。

これに対し、新総督のブラウンは、第七一条の実施を最後まで行わず、結局、⁸⁷⁾の条項は現行の一九八六年憲法法（Constitution Act 1986）の制定に伴って廃止されることになる。

こうして、グレイが、自分のキャリアを危険にさらして、一八四六年憲章の施行を差し止めることにより、実現しようとした両民族の融和は、彼の後継者達の手によって空文化されたのである。

一八五二年憲章の下で、一八五三年に最初の庶民院議員選挙が行われた。これを受けて、最初のニュージーランド議会が一八五四年五月二十四日に開催された。開催された議会は、自治政府の設立を総督に要求し、総督代行を務めるワインヤード（Colonel R. H. Wynyard）の承認により、スーエル（Henry Sewell）がニュージーランド初代の内閣総理大臣に就任した。⁸⁸⁾

マオリは、新内閣に、グレイの時代同様に、村に水車を建設するための補助を求めたが、拒否された。⁸⁹⁾ マオリに対する政策は、グレイ時代とは、決定的な変化を、既に遂げていたのである。

(iii) マオリ統一運動 (Kotahitanga)

グレイが両民族の融和に向けて打った一連の布石が、一八五四年初頭の彼の離任によって空文化され、マオリの権利が一八

五一年憲章の下で、現実には認められないことがはつきりしてくると、マオリ自身の手で、その権利を守ろうという動きが起きてくる。

間接税に頼る植民地政府の歳人は、その半ばがマオリによつて負担されているのに、一切の発言権が認められないのは明らかに不当である。米国独立戦争と同様に、代表無ければ課税なしという理念は、そういう明確な形でこそ表現されなかつたが、当然にマオリの不満の底流として存在していたはずである。

それまで、マオリは、部族単位で行動していた。マオリ全体として活動することは、バズビーの指導の下における部族統一旗や独立宣言、そしてワイタンギ条約という重要な例外を除くと、まったくなかつた。しかし、マオリの権利を守るために、まるでそれが必要となつてきたのである。

1 タラナキ大集会

一八五一年憲章の下での最初の議会がオークランドで開催される一ヶ月前、一八五四年四月、それとは異質の集会がタラナキ近郊のマヌアワポウ (Manawapou) で開かれた。この地を本拠地とするンガチリルアヌイ (Ngatiriruanui) 族がタイポロヘヌイ (Taiporohenui) という名の巨大な集会所を建設したのである。北島各地の各部族から約千人のマオリが集まり、マオリの土地が着実に歐州人に奪われていく問題について話し合つた。⁽⁹⁰⁾

これは、それまで部族単位にしか行動しなかつたマオリの、初めての部族を超えた自主的活動ということができる。

2 マオリ王擁立運動

マオリの中には、英國の力はその国王主権の力であると考えるものが出でてきた。特に英國に旅して、その産業や法と秩序の力を見てきた者はそう考えるようになつた。そうした者の中に、ンガチ・トアの有名な首長テ・ラウパラハ (Te Rauparaha) の息子タミハナ (Tamihana) がいる。タミハナは、一八五二年に英國に旅してヴィクトリア女王に拝謁していた。彼は、マオリの力を統合するには、マオリもまた王をもたねばならないと考えた。そして、英國（連合王国）と同じように、ニュージーランドを区分してマオリの国 (Maori land) を作り、マオリによるマオリのための政体を作る必要があると考えた。⁽⁹¹⁾ ついに施行されずに終わった一八五二年憲章七一条が、明確にマオリ自治領を予定していたことを考えれば、これは決して英國に対する反乱とみなされることなく、実施可能なものと、彼は判断した。

タミハナや彼の従兄弟等は各地を経巡つて、王の適任者と思われる首長に接触を続けたが、何れの首長も、王となることを拒否した。しかし、彼らの動きは、やがて「國を探せ、王を探せ (Hinana ki uta, Hinana ki tai)」という運動となり、一八五

六年、タウポ (Taupo) 湖畔のプカワ (Pukawa) や、多数の首長が参加する有名な集会が開かれた。その結果、ワイカト (Waikato) の首長であるポタタウ・テ・ウェロウエロ (Potatau Te Wherowhero) が最も適任と言うことで、推戴された。⁽⁸²⁾ ポタタウは、一八四一年にホブソン初代総督がロンドンに出した報告でも、ニュージーランドで最も有力な首長と書かれていた人物で、グレイ総督の良き友人でもあった。その後、数回の集会が開かれ、いずれもポタタウが王として推戴された。一八五七年にポタタウは王となることを承諾し、一八五八年に正式に王と宣言した。彼ら自身の意識としては、決してこれは英國に対する反逆ではなかった。このマオリの王を、マオリ語で何と呼ぶかが問題となつた。当初、ariki tauaroa (首長の中の首長) というような言葉も候補に挙がつたが、結局、マオリ語でも King と称することとされた。この結果、王擁立運動は、King-tanga と呼ばれことになつた。ポタタウは、一八六〇年六月に死去する。しかし、彼の息子タウヒアオ (Tawhiao) が二代目の王となつた。

(四) ニュージーランド戦争

1 第一次タラナキ戦争

ニュージーランド戦争が勃発した直接の原因は、マオリ同士

ニュージーランド初期憲法史（甲斐）

の紛争であった。⁽⁸⁴⁾

ニューブリマス近郊に、ウェーレム・キンギ (Wiremu Kingi) を首長とする部族が村を構えていた。彼らは遙か以前にキリスト教に改宗しており、人々は歐州風の衣服を着、学校や教会を設け、村の回りの耕地を耕作して平和に暮らしていた。しかし、隣接するテ・ティラ・マヌカ (Te Teira Manuka) が首長を務める部族との間に紛争が発生し、いつたんは流血の事態となつたが、一八五八年六月に両者間で和平が結ばれた。

欧洲人人口は、一八五〇年代に入つて、移民の増加により急激に増加していた。一八五八年の統計に依れば、マオリ人口は五六、〇四九人にまで減少したのに対し、欧洲人の人口は五九、四一三人になつて、ついに欧洲人人口がマオリを上回つた。⁽⁸⁵⁾

その一八五八年に、ニュージーランド会社は、財政が破綻し、倒産した。同社の経営が成り立つためには、土地をマオリから安く買い、それを欧洲人に高く売る必要があつた。そして、その利潤を、労働者階級を無料でニュージーランドに運ぶことに投入し、牧場経営に優良な労働力を安定的に供給するという計画であつた。しかし、同社が計画したほど土地を高く売る」とはできず、ついに倒産したのである。後には、同社が無料で運んできた多数の移民が残つた。欧洲人人口が増加すると共に、マオリは土地を売るのを嫌がるようになつたため、新移民の人

植するべき土地はなかつた。そこで、新移民達はブラウン総督に、マオリの土地を政府が購入して彼らに売るよう、という強い圧力をかけるようになつてゐた。

一八五九年三月、ブラウンは、ニュープリマスで、マオリに土地の売却を求めるための集会を開いた。テイラが立ち上がり、ワイタラ川の南岸の土地を売りたいと申し出た。総督はこれを承諾し、売買契約を締結した。その集会にはキンギも出席しており、彼は直ちに立ち上がり、それは自分たちの土地であることはグレイ前総督も認めているところであり、したがつて、テイラにそれを売る権限はなく、また、自分たちには売る意思はまつたくないと述べた⁽⁹⁶⁾。ブラウンは、調査員を派遣して調査するとした。

これに対し、キンギは、政府の役人である調査員は信用出来ないので、それから独立した第三者によつて構成された審問所を設置するべきであると主張した。それが拒絶されたので、キンギは調査員に何の証拠も開示しなかつた。そこで、調査員は、ティラの主張が正しいと判定し、ブラウン総督は一八五九年一二月にティラに土地代金一〇〇ポンドを支払つた。政府は、一八六〇年一月、問題の土地の測量を開始し、キンギと彼の部族に、その土地から立ち退くように命じた。

これに、キンギの部落は従わなかつたので、同年三月、実力

でキンギの部落の取り壊しが行われることになり、大砲が火を噴いたが、その前にキンギ側は撤退していいたため、人命の損傷はなかつた。これが、第一次タラナキ戦争の始まりであつた。

グレイが定めた、マオリに対する武器弾薬の販売禁止令は、ブラウンの時代には廢止されていた。すなわち、植民地政府は、一方では土地に対する侵奪を強化し、マオリの恐怖を引き起こしながら、他方では、マオリに武器を買うことを奨励しているも同然の行動をとつたのである。⁽⁹⁷⁾

キンギには、ワイカトのマオリも応援に駆けつけ、五〇〇人の戦士を持つことになった。キンギは政府軍と直接交戦する代わりにゲリラ戦に訴え、入植者の家に対する襲撃を繰り返し、入植者が安全なニュープリマスに引きこもらざるを得ない状態にした。しかも、襲撃対象は英國系の入植者に限られ、他の歐州人や聖職者には全く危害を加えなかつた。襲撃は繰り返され、この結果、ニュープリマスの人口は急増し、衛生状態の低下から猩紅熱などの疫病がはやり、少なくとも一二人が死亡する事態となつた。その結果、新たな避難者は遠く、オーランドやウェリントンにまで逃げる必要が生じた。

植民地政府側も、逐次兵力を増強し、同年八月には一、四〇〇人をニュープリマスに投入していた。これに対し、マオリ側もさらに他からの増援を得て、人数が増加していた。一月に

なつて、政府軍はマホエタヒ (Mahoetahi) の砦に籠もるマオリの主力軍を包囲するのに成功した。しかし、マオリ側の正確無比の射撃の前に、従来型の突撃での攻略をあきらめ、塹壕を掘つて持久戦に出た。これは、第一次大戦で行われた塹壕戦の、世界最初の先例の一つであつた。塹壕に籠もついても、マオリは激しく銃撃してくるために、塹壕は一日平均して六〇mしか掘り進めず、死傷者が続出するという激戦となつた。一八六年二月の時点で、英國軍はマオリの要塞から七五〇m離れていた。一ヶ月後、その距離は一〇〇mとなつていた。ここに至つて、マオリ王の陰の実力者タミハナが、調停者として現れた。キンギはタミハナの勧めに応じて交渉に応じるとし、一八六一年三月一八日、政府軍と休戦協定を結んだ。休戦の条件は、ワイタラの所有権を司法審査の対象とすること、ワイタラを審査している間、ニューブリマスの南西にある四、〇〇エーカーの土地はマオリが管理すること、とされた。これは、マオリ側の主張がすべて通つたことを意味するから、植民地政府側の全面敗北と言つて良い。ブラウンは、タミハナという形で示されるマオリ王の力を、恐れざるを得なかつたのである。

これより先、一八六一年一月二三日に、タラナキ戦争の推移にいらだつた英本国は、クリミア戦争の英雄であるキヤメロン

(Sir Duncan Alexander Cameron) 将軍を、ニュージーランドに派遣した。しかし、キヤメロン率いる部隊がニュージーランドに到着したのは、休戦成立後の三月末であつた。

増援部隊の到着に力を得たブラウン総督は、四月になると、軍をオークランドに集結させた。タラナキ問題の最終解決のために、オーケランの南にあるワイカトに本拠を置くマオリ王を打倒する必要がある、と考えたからである。キヤメロンはこれを全面的に支持した。しかし、ブラウンは同年一〇月、更迭され、タスマニア島総督として去り、後任としてグレイが復帰した。攻撃案は、それと共に、いつたんは消滅することになつた。

4 グレイの帰還

グレイは一八六一年九月二六日、再びニュージーランドの土を踏んだ。この時、彼に与えられた権力は、可能な限りの最大のものだつた。総督 (Governor-in-Chief) としての権限に加え、海軍提督及び陸軍司令官としての権限が与えられていたのである。⁽⁸⁸⁾ その強大な権限の下に、グレイは、できれば平和を実現すること、駄目な場合には、断固とし戦争を貫徹し、マオリの独立を阻止することを命令されていた。

グレイは、到着後直ちに、マオリの地方自治体を作り、マオリに一定の自治権を与えるという政策を立案し、フォックス

(William Fox) 首相も、これを承認した。すなわち、北島のマオリ居住地を二〇地域に区分する。各地域は六地区 (hundred)⁽²⁹⁾ に分けられ、各地区から二名が地域議会 (Runanga) に代表を送る。地域議会の議長を駐在弁務官 (Resident Commissioner) が務める。各地域には五名のマオリ巡査がおかれ、毎年制服と一〇ポンドの俸給が与えられる。駐在弁務官には、マオリの中から選出されて総督により任命された一二名の公務員が付き、彼らには年四〇～五〇ポンドの俸給が与えられるというものである。

地域議会は、総督の許可を条件とはするが、学校や病院を維持し、係争中の土地問題を決定する権限を有していた。マオリの教育、安全及び宗教問題については特に慎重な考慮が払われ、

英國教会、メソジスト派及びローマ・カトリック教会の聖職者は、その地区に入植し、彼らと共に暮らすこととされた。⁽³⁰⁾

一八六二年には、原住民土地法 (Native Land Act 1862) が制定された。これは、マオリに関する土地紛争のための特別裁判所の設置を定めていた。そこでは、マオリの首長達が裁判官となつた（但し、白人の弁務官が議長を務めた）。まさにキンギが求めていた公平な第三者であり、タミハナのいう司法的解決のための機関といえる。また、同法は、マオリに、政府を経由することなく、直接入植者と交渉する権限を与えた。⁽³¹⁾

これらの政策は、グレイが一貫して総督の地位にあつたならば、マオリから諸手を挙げて歓迎されたであろう。實際、この時代にもある程度の効果を上げたことは間違いない。しかし、ブラン時代の経験をしたマオリからは、懷疑的に受け止められたこととなつた。

確かに、この政策は、マオリの首長達に、英國からの給与に依存する習慣を付けさせ、英國からの独立を妨げる狙いのものだから、その猜疑心は正しいものと言える。グレイは、対外的には、マオリ王擁立運動に敬意を持つて対応した。しかし、グレイの本当の狙いは、マオリに英國制度への共感を植え付けることにより、マオリ王制を突き崩すことだったのである。⁽³²⁾

ワイカト川 (Waikato River) は、ニュージーランド最長の全長四二五kmの河川で、ルアベフ山東丘からタウポ湖を経由し、ワイカト平原を北西に流れ、オータムランドの北にある、ワイカト港でタスマン海へと注ぐ。ワイカト川は急流で、それまでは四五マイル離れた町にカヌーで行く場合には、下りはほんの数時間で済むのに、川を遡る際には丸二日以上も掛かっていた。グレイは、ここに最新鋭の蒸気船を走らせる計画を発表した。汽船は鋼鉄製であるから、当然、防弾性能を有している。⁽³³⁾

また、グレイは、かつてマオリに好評であった道路の拡充計画を再開させたが、その一つ、グレートサウスロード (Great

South Road) は、それまでの悪路を整備することにより、軍を迅速にマオリ王の支配地域に運ぶ機能を果たすことになる。しかもその道路工事を担当したのは、主戦派であるキヤメロン指揮下の部隊であった。

これらの施策は、いずれもマオリ王の本拠地であるワイカト平原に、英國軍が侵攻することを容易にする効果も持っていた。したがって、これもまたマオリ王側の猜疑心をより刺激することとなつた。

また、グレイは、命令を受けていた以上、戦争のための準備をせざるを得なかつた。それは、当然、マオリから見れば、和平に対するグレイの真意を疑わざるを得ない行動であつた。

「狼に注意しろ」とタミハナは書いていた。「狼とは、我々を騙そうとしている総督のことである。」

こうして、グレイの導入した融和策は、ことごとく疑いの目で見られる事態となつた。マオリは、単にグレイの設立した裁判所を拒絶しただけでなく、彼の置いた白人弁務官をスパイと見なし、彼の作った学校を裏切り者の養成所とみなしたのである。

また、これより少し前、一八六一年五月二〇日に、ニューヨーク。

ジーランド南部のオタゴで金が見つかつた。これが新聞報道され、一般に知られると、たちまち世界中から金鉱探しが殺到し、

その年のクリスマスには、一万四、〇〇〇人の金鉱掘りが集まつて、(18) いた。これにより、歐州人口の増加はさらに加速され、マオリの英國に対する警戒心を一層刺激することになつた。こうして、政治状況は急速に悪化した。

一九六三年三月に、政府がコヘコヘ (Kohekohe) に裁判所を新築しようとしたが、マオリの騒動で廃止に追い込まれる事態が発生した。四月にはゴーストがアワムツ (Awamutu) から退去せざるを得なくなる。ゴーストは、タミハナの友人であった。タミハナは、この時期、アワムツにマオリ商業学校 (Maori trade school) を設立していた。グレイは、一八六一年にゴーストを最初はその学校の監察官に任命し、後に駐在弁務官 (resident magistrate) に任命した。また、ワイカト地区の教育委員会委員にも任命していた。こうして、ゴーストは平穀裏にこの時までその地で暮らしていたのだが、マオリの間に歐州人に対する猜疑心が募つてきた結果、アワムツ地区を支配するニガチ・マニアポト族 (Ngati Maniapoto tribe) は、彼を敵視して暗殺を企てるようになり、タミハナの権力を持つてしても、ゴーストを守れなくなつたのである。

5 第二次タラナキ戦争

グレイは、戦争回避の努力の一環として、自らワイタラに出向く、タラナキ戦争勃発の原因となつた、購入は正しくなかつ

たと判明している土地を、元の所有者であるキンギに返還しようとした。しかし、その行動の目的は、マオリ側には告知されていなかつた。

植民地政府の首相はこの時点ではフォックスからドメット(Alfred Dommett)に代わつてゐたが、その内閣は当初それに難色を示し、数週間後になつてようやく承諾した。この彼らの躊躇が、高価な代価を支払う原因となる。マオリ側は、グレイのこの計画のことを知らないままに、タラナキにおける軍の行動に神経をとがらせ、ついに五月四日に、英國軍の小部隊をニユーブリマス近郊で待ち伏せ攻撃し、ほとんど全滅に近い打撃を与えたのである。ここに、第二次タラナキ戦争が始まつた。

四日後の五月八日、政府はようやくワイタラにおける土地の返還を官報に広告したが、もはや手遅れであつた。^(四)

しかし、この第二次タラナキ戦争は短時間で終了する。一八六三年六月四日にキヤメロン率いる英國軍は、タラナキにおけるマオリ側の拠点であるカチカラ(Katikara)で、その地のマオリ側戦力を圧倒するのに成功したからである。

6 ワイカト戦争

戦いの局面は、オーケランダの南に位置するワイカトにいるマオリ王とどう対決するかということに移つた。グレイは「二ンジンと鞭」政策を採用した。すなわち、グレイは、オーケランダの防衛に重点を置く戦略を採り、七月一一日に、オーケランダ南部地域に住むマオリに対して手紙を送り、英國に忠誠を誓つて武器を置くか、守備地域から外に出ることを求めた。この時点でも、グレイは、マオリとの全面対決を避けるための努力を続けていたのである。

先に述べたとおり、グレイは陸軍司令官の地位にあつたから、キヤメロン将軍にとつては上司と言つことになる。しかし、キヤメロンは、オーケランダ防衛のための拠点であるという「実の下に、その翌日の一八六三年七月一二日、したがつてグレイの手紙がマオリ側に届く以前に、マオリ王国の境界線と認識されていたラインを超えて、ワイカト川に沿つて進撃を開始していた。こうしてワイカト戦争が始まつた。

戦争勃発後は、グレイは精神的に落ち込み、命令にも一貫性がなくなつたと言われる。その結果、キヤメロン将軍は自由に作戦を展開することになった。

英國側の物量攻勢に対し、例によつて、マオリ側はゲリラ戦で対抗した。しかし、道路を建設し、着実に前線を推し進める英國側の戦略に、マオリ側は次第に追い詰められ、一八六四年三月三一日から四月二日までオラカウ(Orakau)の戦いで終わることになる。

その最後の局面で、英國側は降伏を呼びかける。それに対す

るマオリ側の答は有名なもので、ニュージーランドの歴史書に
も載っているほどである。⁽¹⁰⁾

「E hoa, ka whawhai tonu matou ake! Ake! Ake! (友よ、

我々は永遠に戦う！永遠に！永遠に！）」

こうして、若い植民地に莫大な経済的負担をかけ、二つの民

族のどちらにも利益をもたらさなかつた戦争は終わつたのであ

る。グレイは一八六八年に解職されて英國に帰還した。⁽¹¹⁾

タミハナとその一族が講和に応じたのは一八六五年である。

タラナキ戦争の原因となつたキンギが応じたのは一八七二年、

そしてマオリ王が応じたのは一八八一年であつた。しかし、一

八六四年以降は、もはや戦いはなかつた。⁽¹²⁾

7 マオリ参政権

一八六七年、つまり、まだマオリ王が降伏していない時点で、
議会はマオリ代表法 (Maori Representation Act 1867) を制

定し、憲法の解釈は変えないままに、マオリに、所有財産等の
条件は一切無く、議会に四議席の特別枠を与えた。⁽¹³⁾これにより

二歳以上のマオリ男性はすべて、その特別枠に対する投票権
を得た。ニュージーランドで、男性に財産制限のない普通参政
権が認められるのは一八七三年、婦人参政権が認められたのは
一八九三年のことだから、それよりもかなり早く、マオリは限
定的な形ではあるが普通参政権を得たのである。ニュージーラ

ンド戦争という血で購つた参政権といふことがわかるであろう。
只、その時点での歐州人とマオリの人口比からすれば、一〇数
議席が与えられてもおかしくはなかつた。なお、一部のマオリ
は一般投票権を有していたから、彼らは二重の投票権を持つこ
とになつた。ただし、一八九三年の法改正以降は、マオリは一
般投票を否定されたのである。

こうして、国会での発言の機会を与え等得た結果、マオリの
闘争は、国会で戦われることとなり、ホネ・ヘケなど、優れた
マオリ出身の議員がそこで活躍し、マオリの権利回復に努力す
ることとなつた。なお、一九七四年以降、マオリは普通参政権
を得たから、彼らは、マオリ特別枠に投票するか、一般枠で投
票するかを選択する必要があつた。一九九六年選挙の際にマオ
リ特別議席は五議席に増やされ、二〇〇二年選挙では七議席に
増加した。

〔おわりに〕

本稿は、ニュージーランド初期憲法のうち、特に一八五二年
憲章のたどつた運命に、大きな紙幅を投じた。憲法というものは、
単に立派な文言が書かれていれば良い、というものでは無
い。それを、人々がきちんと遵守してはじめて意味を持つもの
だと言うことが、同憲章のたどつた不幸な運命によく示されて

いると思われるからである。グレイが同憲章の実施を担当していれば、あるいはブラウンが、その文言の誠実な実施にあたっていたならば、おそらくニュージーランド戦争は起こることがなく、莫大な戦費と多くの人命が失われることはなかつたであろう。わが国憲法一二条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。」と述べているが、憲法を守るために不斷の努力が必要なのは、人権ばかりでなく、憲法のあらゆる条項について言えることなのである。

なお、この後のニュージーランド憲法の変遷の概略を説明する。

一九〇七年に開催された英帝国会議（Imperial Conferences）の結果、同年九月二六日に、ニュージーランドはイギリス連邦内の自治領となり、事实上独立した。一九三一年に英國議会は、ウェストミンスター憲章を定め、自治領の独立を認めたが、ニュージーランド議会が同憲章を批准したのは第二次世界大戦を挟んだ一九四七年だった。一九八六年になって、一八五一年憲章を全面的に見直した憲法法が制定され、現在に至る。

(1) Philip Austin Joseph 'Constitutional and Administrative Law in New Zealand' (4th Edition), Thomson/Brookers, 2007 P1 参照。

(2) 先住民マオリの、ニュージーランドへの移住については、沢井淳弘『ニュージーランド植民の歴史』昭和堂一〇〇三年刊、一章「マオリの歴史」参照、特に大移住については一一一頁以下参照。

(3) ニュージーランドの島々に住むポリネシア系住民の言語には、日本列島に住む人と呼称するような意味での、それらの島々に住む民だけを指す言葉はなかった。Maoriとは「正常な人」という意味であり、欧洲人の意味で使われるPekahaとは「異常な人」という意味であった。しかし、一九四七年、ニュージーランド政府は、それまで法令中で使用されていたNativesという言葉を、すべてMaoriという語に置き換えると法定した（Maori Purposes Act 1947 参照）。本稿もそれにしたがい、同国のポリネシア系住民をマオリと呼称する。

(4) この箇所以降における欧州人のニュージーランド到来前後の記述は、基本的には沢井・注二紹介書二六頁以下「ヨーロッパ人によるニュージーランド発見」に依存している。

(5) コロラレカの初期における状況については、次のサイトを参照。
<http://www.nzhistory.net.nz/culture/missionaries/kororareka>

(6) James Busby, "Authentic Information relative to New South Wales and New Zealand" London: Simpkin and Marshall Stationers Court 1832.

(7) "A Brief Memoir, relative to the Islands of New Zealand" ベルヌー・注六紹介書五五頁以下参照。

(8) 原語でFlexとあるため、麻の訳によるが、学名はPhormium tenax である。この植物はリュウゼツラン科の植物であつて、日本で

こう麻や亜麻とはまったく異なる種の植物である（日本ではマオラなど呼ばれる）。オナウエ虐殺事件については、バズビー・注七紹介の報告を始めとして、様々な書物やサイトで紹介されている。しかし、次の書物が最も詳細であると考えられたので、本文における事件紹介は、それに準拠して記述していく。

"Tales of Banks Peninsula" by Howard Charles Jacobson, James West Stack, Publisher: Akaroa N.Z., H.C. Jacobson 1893, PI39

(10) バズビーは「カチ・ムートリヒヤ Kapiti」へ飛に向ったのを Martinous と記述している。なお、マオリの部族名は Ngati Ngai Ati (さやれも子孫を意味するマオリ語) の後に、その始祖の名がつ形をとる。沢井・注一紹介書第一〇章「先住民マオリの社会構造」特に一九四頁参照。

(11) マオリの社会構造は、mana (威信) とこの概念を中心的に動いてる。「mana が傷つけられた場合、utu (報復) がおわねなければならぬ。〈中略〉マオリ社会では、『目には目を、歯には歯を』という報復の絶対性が信じられていた。utu を遂げるために何年も待つでもよし、utu を忘れるとは恥であった。」（沢井・注一紹介書二〇一頁より引用）

(12) バズビー・注七紹介論文中では、船の名前も船長名も伏せ字になつてゐる。

(13) バズビー・注七紹介論文では、虐殺された人数は二〇〇人で、他に捕虜が五〇人としている。しかし、注九紹介書は六〇〇人といしており、また、他のホームページでは、「二〇〇人としているものもあるなし、各種数字が存在しており、被害者総数は、はいやりしない」。

(14) 「のンガイ・タフヒンガイ・トアの間の戦争は、その後、今度はハガイ・タフが攻め込むなど、長期にわたって継続し、結局一八三九年になつて和平が結ばれた。その経緯については次のサイトの論考を参照。

Te Maire Tau, 'Ngai Tahu - Wars with Ngati Toa', Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 22-Sep-12
URL: <http://www.TeAragovtnz/en/ngaitahu/page-6>

（15）「ねむ、リヒーハートハム政府文化遺産省 (Ministry for Culture and Heritage / Te Mana Taonga) の設けられた Te Ara Encyclopedia of New Zealand サイトの一部である。このサイトは、リヒーハートハム政府の選択した様々な項目について、その分野の専門家が執筆している。」（注一に紹介した「のンガイ・タフ族の歴史に関する」）

（16）「のンガイ・タフヒンガイ・トアの間の戦争は、その後、今度はハガイ・タフが攻め込むなど、長期にわたって継続し、結局一八三九年になつて和平が結ばれた。その経緯については次のサイトの論考を参照。」
Claudia Orange, 'Busby, James' from the Dictionary of New Zealand Biography, Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 5-Jun-2013
URL: <http://www.TeAragovtnz/en/biographies/1b54/busby-james>

（16）「ローリーハーナム国旗の不存在により発生した問題については、次のナシードを参照。
Kerryn Pollock, 'Flags - New Zealand flag', Te Ara - the En-

cyclopedia of New Zealand, updated 13-Jul-12

URL: <http://www.TeAragovtnz/en/flies/page-1>

(17) 独立宣言制定の経緯について、次のサイトを参照。

Basil Keane. 'He Whakaputanga – Declaration of Independence'. Te Ara – the Encyclopedia of New Zealand, updated 9-Nov-12

URL: <http://www.TeAragovtnz/en/he-whakaputanga-declaration-of-independence>

(18) 独立宣言の、英文及びマオリ語の対比について、次のサイトを参照。
<http://www.waitangi.org.nz/declarationindependence.htm>

(19) サーハンガ闘争について、次の主なトピックを参考して記述して下さい。
 K. A. Simpson. 'Hobson, William', from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 22-Oct-2013

URL: <http://www.TeAragovtnz/en/biographies/1h29/hobson-william>

(20) Edward Gibbon Wakefield. Robert Gouger "A Letter from Sydney: The Principal Town of Australasia" J. Cross 1829

<https://archive.org/details/aleretterfromsyd00gougeog>

やがて儲けられた組織的植民論の内容を大まかに紹介すれば、富裕な資本家だけが土地を購入でかるのみならず、植民地の公有地売却価格を十分に高く設定しなければならないとするものである。そうすれば、労働者がすぐに独立した農民になることはなく、資本家はこの労働力を利用することができる。他方、土地売却で得た資金を移民導入に用ひれば、より多くの労働力を本国イギリスから植民地へ移動させることができる。労働者が資金を貯めて土地を購入すれば、

やがて移民が入ってくるのだが、労働力は枯渇するあるいはなる。いわゆる植民地は発展し、最終的には自治領になることが可能となる、となるものである。

(21) ウェイクフィールド計画の具体的な内容については、沢井・注二紹介書第一章「ウェイクフィールド計画とは何か」八頁以下参照。

本文に紹介した文章は同一六頁より引用。

(22) エドワード・ウェイクフィールドは九人姉弟で、エドワードが長男、陸軍中佐ダニエルが次男、海軍艦長アーサー (Arthur) が三男、弁護士ウイリアム (William Hayward) が四男である。いずれもニュージーランド会社の一員として活動し、ニュージーランドの歴史の一部となる。

(23) ニュージーランド会社の初期の活動については、沢井・注一紹介書二十九頁参照。

(24) 南オーストラリアの開拓は、総督ハイムズマーシー (John Hindmarsh) の指導性の欠如なむかみ、一八四一年までに売却された一十九万九〇〇〇エーカーのうち、耕作されたのはわずかに「五〇〇エーカーにすぎず、植民地財政は破綻し、ウェイクフィールドの唱えた組織的植民は事实上失敗した。ハイムズマーシーにのべて詳しきは、次を参照。

http://www.lettosaka-u.ac.jp/seiyousi/bun45dict/dict-html/00547_HindmarslJohn.html

これは、大阪大学大学院が設けている「オーストラリア事典」といふサイト中にある文書である。

(25) この日、布告等が読み上げられたことにについては、次の書の一頁以下を参照。この本の筆者であるコレンス (William Colenso) は CMS宣教師で、ワイタンギ条約調印にあたり、通訳を担当した

CMS宣教師ウイリアムズの同僚である。本書は、条約調印に出席して、直接にその状況を見聞したコネハッグが、本国向けに執筆した報告書である。

"The Authentic and Genuine History of The Signing of The Treaty of Waitangi New Zealand, February 5 and 6, 1840" by W. COLENSO 1890, Wellington, by Authority: George Didsbury, Government Printer 1890. Reprinted Published by Capper Press Christchurch, New Zealand 1971

また、布告そのものの内容については、同書附録(1117頁)参照。
布告そのものが、英語版とマオリ語版の二つが、予め用意されていました。

(26) ホネ・ヘケは、子供の時代にケリケリ(Kerikeri)にあつたC Mのマッカシニスクールに通つてクリスチヤンになつており、特に通訳に当たつたウイリアムズ牧師を深く信頼していました。ホネ・ヘケにひきよせ、主として次のサイトに準拠して下さい。

Freida Rankin Kawharu, 'Heke Pokai, Hone Wiremu' from the Dictionary of New Zealand Biography: Te Ara – the Encyclopedia of New Zealand, updated 30-Oct-2012

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1h16/heke-pokaihone-wiremu>

(27) ハネハック・注15紹介書115頁以下参照。
(28) コレンジ・注15紹介書三四頁参照。

(29) ワイタンギ条約の、英語版及びマオリ語版の対比についてでは、次のサイトに紹介されている。これは、「ヨーローランド国立図書館・公文書館などが作成しているワイタンギ条約に関する総合的な資料サイトである。

<http://www.treaty2u.govt.nz/the-treaty-up-close/treaty-of-waitangi/>

(30) 英語版とマオリ語版の意味の相違に関する記述は、矢部明宏「諸外国の憲法事情3 ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館刊1115頁より引用。

(31) 一八七七年、「アーナターカスル」(James Prendergast)首席判事は、「The Wi Parata v Bishop of Wellington」事件(ハガチ・トア族は、一八四八年に同部族の若者のための学校を建設するという約束とひきかえに、CMSに土地を寄付したが、CMSは約束を守らなかつたといふ事件)において、ワイタンギ条約は司法的にも憲法的にも価値が無いと判断した。なぜならば、マオリは野蛮人であり、したがつて条約を結ぶに必要な能力を持つ民族ではなかつたらであるとした。なお、この判断は、一〇世紀初頭に、当時のローレンシーハム最高裁判所であるロンドンの枢密院で覆された。この事件について、詳しく述べはヴィクトリア大学の設けてある次のサマーランド参照。

(32) ワイタンギ条約法の内容について、次のサイトを参照。
<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/DLM435368.html>

(33) 本文に引用したワイタンギ審判所の活動内容の紹介文は、岡野内正「植民地化不正義審判所の可能性—最近の先住民研究に触発されての一試論—」(『アジア・アフリカ研究』三八二号(11006年)11~37頁)の冒頭の一節である。

(34) 特許状は、常「letters」と複数形で使用される。これは、やの「ラテラ」語形の litterae patentes に由来する。

(35) 一八四〇年憲章は、正式名称を "Charter for erecting the Colony of New Zealand, and for creating and establishing a Legislative Council and an Executive Council" とする。

その内容は以下とおりで、次の書を参照。

W. David McIntyre, and W.J. Gardner, "Speeches and documents on New Zealand History" Oxford: Clarendon Press, 1971, P54 以下。

(36) 植民長官は Colonial Secretary の職名である。原語は、英本国における植民大臣と同様の用語である。しかし、日本では言及してこの場合は、あくまでもリード・ペーパー・ラベルとして総督の下僚である事実上の副総督と位置づけられる官職である。リード・ペーパー・ラベルにおける公共事業 (public service) を担当した。一九〇七年に、内務省 (Department of Internal Affairs) が設立されたことから、内務大臣として発展的に解消された。

出典 = "History of the Department". The Department of Internal Affairs. Retrieved 3 July 2010.

(37) 「リード・ペーパー・ラベル」 | 一九五一年に上院を廃止し、現在は一院制である。

その経緯については、藤本一美「世界の一院制議会 (II) — ニュージーランド議会における上院廃止」専修大学社会科学年報第四四号 一六三頁以下参照。

(38) 行政評議会は、内閣とは異なる。閣僚は全員が行政評議会に属するが、そのうちの特定の者が内閣を構成する。二〇一四年八月現在、閣僚は一八名おり、そのうち二〇名が内閣を構成し、他の八名は閣外相となっている。

<http://www.tearagovt.nz/en/cabinet-government/page-1>

(39) 「れらの地方名は、ホアフンの命名によるものである。彼の故

郷、アイルランドの地方名に由来する（アイルランド語: アルスター、マハスター、レンスター及びコノーム (Connacht) の四地方がある）。

(40) フィッツロイは、自身の手で、その在任時代の状況及び自分の行動を述べた次の書を刊行しているので、本文の記述の多くはそれに依存してある。

"Remarks on New Zealand: in February 1846" by Robert FitzRoy, London: W. and H. White, 24, Pall Mall, 1846.
なお、フィッツロイの伝記的な概略については、次のサイドを参照。
Ian Wards, 'FitzRoy, Robert', from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 18-Sep-2013
URL: <http://www.TeAragovt.nz/en/biographies/1fl2/fitzroy-robert>

(41) フィックスローイ・注四〇紹介書紹介書一四頁によると、フィックスローイが乗っていた軍艦は、彼の到着後一ヶ月しかおらず、また、彼が自由に使える軍隊は、当初オーケランドにいた第八〇連隊（七八名）のみであった。後に第九六連隊（五六名）が派遣されてウエリントンに駐在するようになつた。

(42) ワイラウ事件の詳細については、次のサインを参照。
<http://www.nzhistory.net.nz/war/wairau-incident/further-information>, (Ministry for Culture and Heritage), updated 20-Dec-2012

(43) 「マグナ・カーファス」、マグナ・チャータの条約を、リード・ペーパー・ラベルのマグナカルタ (the Magna Charta of New Zealand) と呼ぶ、大変重視していた。フィックスローイ・注四〇紹介書一〇頁参照。

(44) ニュージーランドの、この時点における財政状況については、

・注四〇紹介書二五頁以下参照

(45) フィッソロイ・注四〇紹介書二六頁以下参照
・注四〇紹介書二六頁参照。

(46) マオリの白人に対する印象が、ワイラウ事件を契機に変化した
ところについては、フィッソロイ・注四〇紹介書紹介書二二頁以下参
照。

なお、今日のニュージーランドの学者は、ホネ・ヘケの蜂起の根
本的な原因是、首都が、ホブソンによつて、コロラレカからオーク
ランドに移転したことにあると考えている。それにより、経済の中
心が北部地方ではなくなつたことから、ホネ・ヘケは様々な経済的
利益を失い、ホブソンが課した、フィッソロイが額を上げるといつになつ
た関税により、物価の値上がりだけが残つたことに対する不満とい
うのである。例えば、次のサイトを参照。

Freida Rankin Kawharu, 'Heke Pokai, Hone Wiremu,' from the
Dictionary of New Zealand Biography, Te Ara – the Encyclopedia
of New Zealand, updated 30-Oct-2012
URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/lhl6/heke-pokai-hone-wiremu>

(47) フィッソロイは、ホネ・ヘケは、各地方に翻つてゐる英國旗は、
その土地が英國の主権に属つてゐることを示しており、その土地の
人々は英國の奴隸となつてゐるのだ、と他のマオリを扇動し、戦い
に駆り立てたとしている。フィッソロイ・注四〇紹介書紹介書一〇
頁参照。

(48) ホネ・ヘケのラッセル焼討ちについては、第三代総督グレイ
の伝記である次の書の八三頁を参照。
"The Life and Times of Sir George Grey, K.C.B." By William Lee

Rees and Lily Rees, New Zealand: Printed and Published By H.
Brett, of Lake Takapuna, at his General Printing Office, Shortland
and Fort Streets, Auckland. 1892.

(49) 植民者に対する軍事訓練の不実施については、フィッソロイ・
注四〇紹介書四一頁参照。

(50) マオリ＝欧洲人間の土地売買の自由化措置については、フィッ
ソロイ・注四〇紹介書三五頁参照。

(51) フィッソロイの罷免については、フィッソロイ・注四〇紹介書
五〇頁参照。

(52) グレイは、ホブソンやフィッソロイが海軍士官（艦長）であつ
たのに対し、陸軍士官（大尉）であった。ビーグル号の第三次航海
に参加して北西オーストラリア沿岸を調査し、その後、一八四〇年
にアルバニーで弁務官を務め、一八四一年から南オーストラリア總
督に着任する。当時の南オーストラリア財政は、注二四に述べたと
おり、ウェイクフィールドの組織的植民論の実施の失敗から危機的
な状況にあつた。グレイはその対策として徹底的な支出の削減を行
い、植民者からの非難を招いたが、最終的には財政の健全化に成功
しついた。私の点: 二〇一七

"Sir George Grey Pioneer of Empire in Southern Lands" By Geo.
C. Henderson, M.A., Adelaide University, April 1907 第四章及び
第五章参照。

(53) グレイが到着直後に首長達と会議を開いたことにについては、
ヘンダーソン・注五一紹介書七四頁参照。

(54) グレイの手紙については、ヘンダーソン・注五一紹介書七七頁
も参考用。

(55) ホネ・ヘケとの和平については、ヘンダーソン・注五一紹介書
も参考用。

七八頁以下参照。同じく、リー・注四八紹介書八九頁参照。

- (56) テ・ラウバラハの逮捕については、ヘンダーソン・注五一紹介書八一頁以下参照。
- (57) 公債の償還については、リー・注四八紹介書八五頁参照。
- (58) マオリの土地購入独占権の復活については、ヘンダーソン・注五二紹介書九一頁参照。

(59) グレイ伯爵とは、第三代伯爵であるHenry George Greyのことである。一八三〇年代にウェイクフィールドの理論に、英国の植民地政策が影響されたのは、当時戦争・植民副大臣(UnderSecretary of State for War and the Colonies)だったグレイ伯爵がウェイクフィールドの理論に賛同したからである。そのグレイ伯爵が、一八四六年から植民大臣に就任していた。なお、紅茶で有名なEarl Greyは第二代伯爵である。

- (60) マオリの土地の登記制度の導入に関しては、ヘンダーソン・注五二紹介書一〇四頁以下参照。これは、「ワイタンギ条約が空文化してゐる」の重要な節目と考えられてゐる。
<http://www.nzhistory.net.nz/politics/treaty/treaty-timeline/treaty-events-1800-1849-updated-22-Aug-2014>
- (61) マオリに対する研究努力の結果を、グレイ自身が次の書レポートで公刊してゐる。
 一八五〇年 [Ko Nga Mohaka, Ne Nga Hakariora, O Nga Maori], Christchurch NZ: Kiwi Publishers 2002
- (62) 一八五五年 「Polynesian Mythology, and Ancient Traditional History of the New Zealand Race」 Auckland: Printed by H. Brett, 1855.
- (63) 一八五七年 「A Collection of Maori Sayings and Proverbs」 Christ-

church, NZ: Kiwi Publishers 2004.

- (64) 武器・弾薬・酒のマオリに対する販売禁止については、ヘンダーソン・注五二紹介書一一一頁参照。
- (65) マオリの司法活動への導入については、ヘンダーソン・注五二紹介書一一五頁以下参照。

- (66) マオリの首長の判事任命については、リー・注四八紹介書一〇六頁参照。
- (67) マオリの道德規範については、沢井・注二紹介書第一〇章「先住民マオリの社会構造」、特に二二〇一頁に紹介されているmana(威信)とutu(報復)の関係参照。
- (68) グレイのこの時期の施策に対する自己評価については、次を参照。

- Keith Sinclair "A History of New Zealand" Penguin books Auckland 一九八〇年刊八八頁。
- (69) ハンクレー・注六八紹介書八九頁より引用。
- (70) New Zealand Constitution Act 1846の詳細な内容についてまゝ、英國政府の官報であるローハムガゼット(The London Gazette)参照。
<https://www.thegazette.co.uk/London/issue/20687/page/5997>
- (71) ハイクフィールドの植民地司法の議論」へらやせ、沢井・注一一紹介書二二六頁より引用。

(72) りの「一八四六年憲章の施行延期」と「抗命行為をめぐる本固い
オヤシムニヒヘシタゼ、ニー・注五八紹介書」一四頁以降 Chapter
XV. New Zealand Constitution of 1846 参照。

(73) グレーヴ、本国に回けて「一八四六年憲章の施行延期を求めた
書簡にひいては、マッキンタイヤ・注三六紹介書六三頁以下参照。

しかし、これは抜粋であり、全体的な内容にひいては、リー・注五八
紹介書一二四頁以降 Chapter XVI. The Despatch of July, 1849 が

詳しい。本文は、両者を参照の上、内容を要約したるものである。

(74) 「一八四六年憲章に対するグレイの意見」にひいては、リー・注四
八紹介書一二〇頁より引用。

(75) グレイが、自身が総督である限りマオリの権利が守られるべき考
えで、ふたりとひいては、クンダーフン・注五一紹介書一六頁以
下参照。

(76) グレイの本国政府に対する要望書にひいては、マッキンタイヤ・
注三六紹介書六九頁以下参照。

(77) グレイの「二つの民族が一つに溶け合へ」である言葉は、マッ
キンタイヤ・注三六紹介書七一頁参照。

(78) 「一八五一年憲章の正式名稱」*"An Act to grant a Representative
Constitution to the Colony of New Zealand."* に於ける条文に
ひいては、次のキャメルを参照。

<http://nzetc.victoria.ac.nz/tm/scholarly/tei-GovCons.html>

(79) グラッムスムーケーの「一八五一年憲章に対する言葉」にひいては、
リー・注五八紹介書一四二頁参照。

(80) 「一八五一年憲章第七条の原文を以下に紹介する。

The members of every such Council shall be chosen by the
votes of the inhabitants of the Province who may be qualified as

hereinafter mentioned; that is to say, every man of the age of
twenty-one years or upwards, having a freehold estate in possession,
situate within the district for which the vote is to be given, of the
clear value of fifty pounds above all charges and incumbrances,
and of or to which he has been seized or entitled, either at law or
in equity, for at least six calendar months next before the last
registration of electors, or having a leasehold estate in possession,
situate within such district, of the clear annual value of ten
pounds, held upon a lease which at the time of such registration
shall have not less than three years to run, or having a leasehold
estate so situate, and of such value as aforesaid, of which he has
been in possession for three years or upwards next before such
registration, or being a householder within such district, occupying
a tenement within the limits of a town (to be proclaimed as such
by the Governor for the purposes of this Act), of the clear annual
value of ten pounds, or without the limits of a town of the clear
annual value of five pounds, and having resided therein six calendar
months next before such registration as aforesaid, shall, if duly
registered, be entitled to vote at the election of a member or
members for the district.

(81) 「一八五一年当時の歐米系住民の収入」にひいては、沢井・注一紹
介書一七四頁より引用。

(82) りの召開は、グレイが議会制定法に不服従であったために対
する、本国植民省による懲罰的人事であつたといひにひいては、リー・
注五八紹介書一六二頁以下 Chapter XXI — Sir George Grey's
Vindication—Honours at Oxford 参照。

(83) パークゼ、マオリが集団で住みやる大おな家の意味である。
 (84) ターハル・チャイタフールの主張にてりせ、沢井・注1
 紹介書六一頁より引用。

(85) オタガ植民地におけるマオリ参政権押入れ込みの記述は、
 "Contributions To The Early History Of New Zealand [Settlement
 of Otago]" By Thomas Morland Hocken London Sampson Low,
 Marston And Company Limited 1898, P144 より引用。

(86) マオリの参政権が全く認められなかつた記ではなう。一八五二年に行われた総選挙においては、有権者として登録された者の総数五、八四九人のうち、約一〇〇人はマヤー(せんじゆは部族の首長)であった。

出典=リヨーハーツ、選挙管理委員会等一覧一覧

<http://www.elections.org.nz/māori-and-vote>

(87) 一八五一年法七一条も非常に複雑な規定である。以下に原文を紹介する。

71. But I should point out to your Lordship that under the form of government I now propose, the country is to be divided into electoral districts, which will only include those portions of it which are occupied by a large European population; the great mass of the native population, who contribute largely and increasingly to the revenue, which is at present almost entirely raised from duties of customs, would be thus wholly unrepresented. I beg, therefore, most earnestly to recommend that from the revenues of the northern province there should be reserved a further

yearly sum of four thousand pounds (£4,000); from the revenues of the Wellington province a sum of two thousand pounds (£2,000);

and from the revenues of the three southern provinces a sum of one thousand pounds (£1,000), making in the whole an annual page 61 amount of seven thousand pounds (£7,000), which the Governor-in-Chief should be authorized to apply, together with any surplus that may accrue from the civil list, to any of the following purposes:—

The construction and maintenance of hospitals, to which Maories are admitted on equal terms with other subjects of Her Majesty. The establishment and maintenance of schools, to which Maori children are admitted on the same terms as other scholars. For the payment of Resident Magistrates, and of Native Magistrates, and for the maintenance of a Native Police:

For making presents to native chiefs in acknowledgment of services rendered by them.

And, generally, to such other purposes as may tend to promote the prosperity and happiness of the native race, and their advancement in Christianity and civilization.

(88) 一八五四年六月の時点ではグレイは既に離任しており、他方、後任のラウエンは着任していないかったので、ワインヤードが総督代行を務めていたが、彼は自分には正式の発令をする権限がないことの上で、スーエルの就任は非公式のものであった。ラウエンが着任後、改めて第二回総選挙が行われ、一八五六年の第二回議会においてスーエルは改めて内閣総理大臣に就任する。ただし、わずか二週間で内閣は倒れ、フォックス(William Fox)が第二代内閣総理大臣に就任するが、この内閣はわずか一週間で倒れた。安定した政権が得られない、第三代内閣総理大臣としてベタッフォーム(Edward

William Stafford) が就任してからである。スーエルは、この内閣には副総理格の財務大臣として参加している。

(89) 新憲章の下における自治政府のマオリへの対応については、リー・注五八紹介書三〇七頁以下参照。

(90) マヌアワポウ集会については、シンクレア・注六八紹介書一一一頁参照。なお参考、沢井・注二紹介書二二四頁。

(91) マオリ王擁立運動に関する、同時代における最も包括的な書は、次のものと言われる。

"The Maori King or the Story of Our Quarrel with The Natives of New Zealand" by J. E. Gorst, First published by Macmillan & Co., 1864, Reprinted 1959 Paul's Book Arcade Hamilton & Auckland New Zealand

筆者は、イギリスの法律家であり、政治家であるが、ニュージーランド戦争時にニュージーランドにおり、マオリ王擁立運動の中人物であつたタミハナと親交があつた。一九五九年復刻版には、オークランド大学の当時助教授であったシンクレアによる詳細な注記があり、同書の価値を高めている。

(92) 集会は一八五六年一二月末に始まり、一八五七年一月まで続いた。ゴースト注九一紹介書四一頁は、その原資料として、次のものを紹介している。

Reported by Governor Gore Browne in despatches of 17 December 1856, No.130, 27 March, 1857, No.32, GBPP, 1860/2719.

(93) ゴーストは、タウヒアオについて、弱い男で、完全にタミナハの影響下にあつたとしている。ゴースト注九一紹介書五頁参照。

(94) タラナキ戦争については、様々な書で紹介されているが、本文以下の記述は、主としてリー・注五八紹介書三〇八頁以下に依存

している。但し、マオリの人名表記には若干問題があるため、その後の研究に基づき、正しいものに修正している。

(95) 人口統計については、ヘンダーソン・注五一紹介書一九四頁参照。

(96) リー・注五八紹介書三一〇頁は、後に開かれた裁判において、この土地はキンギに完全に権利があり、ティラ自身がそれを認めたと述べている。ティラは、それ以前の事件の報復(Uru)として、政府の力を借りたのである。

(97) マオリに対する武器弾薬販売禁止令の廃止については、リー・注五八紹介書三二一頁参照。

(98) グレイの一八六一年における権限については、ヘンダーソン・注五二紹介書二二七頁参照。

(99) Runanga は、議会と訳しているが、マオリがもともと有していた機関である。本来は、寡頭政治的な機関で、数人の首長が戦争等について話し合い、一般人は単に傍聴するだけであった。しかし、この時期には考えられる限り民主的なものに発展していく。「女や子どもの参加も認められ、発言が許された。犬や豚でさえ閉め出されなかつ」とゴースト注九一紹介書一五八頁は述べている。

(100) グレイのマオリ・自治体計画についてはヘンダーソン・注五一紹介書一九四頁参照。

(101) 最後のマオリから直接入植者に土地を売却する権限は、ワイヤンギ条約に抵触するので、同法が発効するにはロンドンの認証が必要であった。その認証は、一八六五年に、同法が抜本改正される直前になって、ようやく与えられた。なお、原住民土地法の今日までの変遷については、ニュージーランド会計検査院の次のサイトを参考。

<http://www.oag.govtnz/2011/housing-on-maori-land/appendix.htm>

理大臣になつたが、彼の内閣は短命で、わずか二年で崩壊した。一八九八年に死去する。

- (12) ワイカト川の状況については、ゴースト注九一紹介書一三頁参考。

(13) ワイカト川の状況については、ゴースト注九一紹介書一九九頁参考。

(14) グレイによる道路建設に対するマオリ側の反応については、ゴースト注九一紹介書一四頁以下参照。

(15) タミハナの言葉は、ヘンダーソン・注五二紹介書一九九頁より引用。

(16) グレイの設けた施設に対するマオリの態度については、ヘンダー
ン・注五二紹介書一九九頁参照。

(17) オタガの金については次を参照。

Carl Watrond. Gold and gold mining. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 9-Nov-12

URL: <http://www.TeAragovtnz/en/gold-and-gold-mining/sources>

(18) ハーベストの追放については、ハースト注九一紹介書一二三頁以下参照。なお、この時コーストがグレイに書いた切迫した状況を知らせる手紙が、リー・注五八紹介書三一五頁に収録されている。

(19) 第二次タラニキ戦争開戦時の状況については、リー・注五八紹介書三一八頁参照。

(20) マオリ側の回答の言葉については、例えばハンクレア・注六八紹介書一四四頁参照。

(21) グレイは一八七〇年にニュージーランドに戻り、こつたんは隠棲していたが、一八七四年にニュージーランドの政界に出馬し、彼が作り出した一八五二年憲法の完全な実現を目指して奮闘を開始し、その後、二〇〇年間国會議員を続いた。一八七七年には同国の内閣総理大臣に任命され、一八八一年には内閣総理大臣に昇進した。

(22) ワイカト戦争後は、シンクレア・注六八紹介書二二二頁によれば、マオリの参政権は、その前例があつたがために認められた。

(23) マオリの一重投票権についてはニヨージーランド選挙管理委員会ホームページ参照。
<http://www.elections.org.nz/right-to-vote/gold-rush>

(24) ハーベストの名の出たホネ・ベケは Hone Heke Ngapua (1869-1909) といふ。本稿では、ワイタニギ条約の締結等に活躍したホネ・ベケ (Hone Wiremu Heke Pokai) は、彼から見て大叔父に当たる。彼の業績については、次の参考。

Freda Rankin Kawharu Ngapua, Hone Heke; from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 4-Dec-2013

URL: <http://www.TeAragovtnz/en/biographies/2n12/ngapua-home-heke>